

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	69 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	45 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から同年8月まで

私は、夫が平成4年5月に会社を退職し、同年9月に再就職するまでの間（申立期間）について、いつ、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きをしたかの記憶は定かでないが、同年9月ごろだと思うが、A市役所から、国民年金保険料が未納となっているので納付してほしいという旨の連絡を受けた。

その後、夫が送付された文書と現金をA市役所に持参して、未納となっていた私の保険料約3万8,000円を一括納付してくれたと記憶している。申立期間について納付記録が無く、未納と記録とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、昭和61年に第3号被保険者として国民年金に加入した後、申立期間を除き、国民年金加入期間に未納は無く、60歳到達後も国民年金に高齢任意加入している。

また、申立人に係る社会保険庁の国民年金記録をみると、申立人の国民年金資格は、平成5年2月3日付けで、第3号被保険者期間と記録されていた同日までの期間のうち、4年5月から同年8月までの期間（申立期間）が、その夫の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い、第1号被保険者期間に訂正されていることが確認できる。この訂正が行われた時点において、申立期間の保険料は現年度納付可能である上、申立人及び申立人の保険料を納付したとする申立人の夫の陳述とおおむね符合する。

さらに、申立人が記憶する納付金額も申立期間の国民年金保険料額におおむね一致していることから、申立人の主張に不合理な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から50年3月まで
② 昭和51年4月から53年3月まで

私は、父が経営する会社に勤務していた25歳のころ、父から昭和40年9月ごろに父がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行い、それ以降の私の国民年金保険料を定期的に同区役所で納付しているという話を聞いたことがある。当時、結婚前であり、同居していた父が私の保険料を納付してくれていたと思う（申立期間①）。

昭和50年10月の結婚後、私は、C市に居住したが市役所から自宅に送付されてきた夫婦二人分の保険料の納付書は父に渡しており、父が金融機関で私と妻の保険料を納付してくれていたと思う（申立期間②）。

私自身も申立期間①及び②の保険料は、給料から天引きされていたと記憶しており、その証拠となる給料明細書の一部及び昭和51年4月から52年12月まで定期支出欄に年金保険料の記載のある家計簿を保有している。

申立期間①及び②について、納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年6月ごろに、その両親及び妹と連番で払い出されており、申立期間②直前の同年4月から51年3月までの国民年金保険料は、申立人、その両親及び妹も納付済みである。

また、申立期間②の保険料は、申立人の両親及びその妹は納付済みである上、申立人が、自身の納付書と一緒に、その父に納付書を渡して保険料を納

付してもらっていたとする申立人の妻も納付済みである。

さらに、申立人が所持する昭和 51 年 7 月及び同年 9 月から同年 11 月までの給料明細書の厚生年金保険料欄（昭和 51 年 10 月については、国民年金保険料と手書きで訂正。）にそれぞれ当時の保険料額の二分の一の額の 700 円と記載され、同年及び 52 年の家計簿の 51 年 4 月から 52 年 12 月までの「天引き（定期支出）欄」にも、厚生年金保険料（昭和 51 年 11 月の欄は国民年金保険料と記載。）としておおむね 700 円と記載されている上、同年 5 月以降の保険料額は 1,100 円と改訂後の保険料額の二分の一の額が記載されていることが確認できる。

当該給料明細書及び家計簿は、その外観等から当時に作成されたものと考えられるところ、申立期間②当時、申立人の父が経営して申立人が勤務していた事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったものの、個人経営であり、経営者の親族である申立人及びその父は厚生年金保険に加入せず、国民年金に加入しており、申立人及びその妻の国民年金保険料額を父が納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、父が昭和 40 年 9 月ごろに A 市 B 区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間①の保険料を父が納付してくれたと申し立てている。

しかし上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号は、昭和 50 年 6 月ごろに払い出されており、この手帳記号番号を使用して申立期間①の保険料は、現年度納付できず、一部の期間の保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

また、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されて、当時、同居していた申立人の妹も、申立期間①のうち、昭和 45 年 9 月から 50 年 3 月までの保険料は未納である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付手続などに直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父は既に死亡していることから、申立期間①の保険料の納付状況等の詳細は不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月
② 平成元年4月から3年3月まで

国民年金の保険料の納付については、昭和63年10月に夫が厚生年金保険の資格を喪失したので、夫婦共に国民年金の納付手続をして、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。

申立期間①については、保険料が未納とされているが、夫婦二人分を一緒に納付してきた。

申立期間②については、申請免除の記録とされているが、免除の手続をしたことがなく、夫婦二人分の保険料を納付してきた。

申立期間①が未納、申立期間②が申請免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①が未納、申立期間②が申請免除となっているがすべて保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の納付状況をみると、昭和63年10月に夫が厚生年金保険の資格を喪失後、適正に納付手続を行い、60歳で資格を喪失する平成19年*月まで、申立期間を除き保険料を納付している。また、申立人の夫の納付状況をみると、昭和63年10月に申立人の夫が厚生年金保険の資格を喪失後、適正に納付手続を行い、60歳で資格を喪失する平成20年*月まで保険料を納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

申立期間①について、社会保険庁の記録から、納付日が確認できる平成8年4月から19年12月までの期間は夫婦同一日に納付されていることから、基本

的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたと考えられる。

また、申立人の夫の申立期間①の保険料は納付済みであり、納付意識の高い申立人が申立期間の夫婦二人分の保険料を夫婦一緒に納付していたと考えるのが自然である。

しかし、申立期間②について、免除の申請をしたことはなく、保険料を納付していたとしているが、社会保険庁の記録から、平成元年5月1日に同年4月から2年3月までの期間の保険料を、同年5月31日に同年4月から3年3月までの期間の保険料を免除申請し、それぞれ元年9月5日及び3年2月6日に承認処理されている記録が確認できる。

また、A市役所の国民年金被保険者台帳にも同期間の申請免除の記録が確認でき、免除申請手続に不自然な点は見られない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年3月の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から同年9月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から同年9月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

私は、母に勧められ昭和53年10月に国民年金の任意加入手続をし、以後、61年4月に第3号被保険者になるまで継続して保険料を納付しており、途中、未納になっていることの連絡を受けた記憶も無い。もし、未納の連絡があれば必ず納めたはずである。

納付方法としては、窓口で納めた記憶は無いので集金人若しくは口座振替で納めていたと思う。

未納期間がある昭和56年から57年にかけて何ら特別なことは無く、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年10月に任意加入して以降、61年4月に第3号被保険者になるまでの間、集金人若しくは口座振替で、継続して国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の資格記録をみると、A市の被保険者名簿及び社会保険庁の記録から、昭和53年10月4日に任意加入していることが確認でき、申立期間を除き保険料を完納していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時、保険料を窓口で納めた記憶は無く、集金人若しくは口座振替で納付していたと陳述しているところ、A市の被保険者名簿を見ると、口座振替の手続をした形跡が無いことから、集金人に保険料を納付していたと考えられる。当時、A市では一年間の保険料納付綴りを用いて保険

料を納付しており、集金人が申立期間の保険料を徴収しないままその後の保険料を徴収するのは不自然である。

さらに、申立期間前後は現年度納付されており、申立期間は同一年度で合わせても6か月と短期間であり、申立期間前後の夫婦の生活に変化は見られない。

加えて、A市の被保険者名簿を見ると、昭和60年4月から同年12月までの保険料は納付済みであるにもかかわらず検認記録欄は未納の記録となっていることから、申立期間についても、何らかの事務的過誤により未納の記録となったことも否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和37年ごろ、妻がA市B区役所へ行き、夫婦二人分の国民年金への加入手続を行った。その時に、昭和36年度の国民年金保険料はさかのぼって納付できる説明を受けたので、年末ごろに妻が金融機関で夫婦二人分の保険料を現金で納付した。

しかし、年金記録をみると、夫婦二人分を一緒に納めた妻の分は納付済みになっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされており、納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、国民年金の加入手続後、夫婦二人分の昭和36年度の保険料を一緒にさかのぼって納付したと申し立てしているところ、申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和37年8月に連番で払い出されており、陳述どおり、夫婦二人分の保険料を一緒に過年度納付することが可能である。

そこで、申立期間における申立人の妻の国民年金保険料の納付状況を見ると、納付済みとなっている上、申立人及び申立人の妻の所持する国民年金手帳の検認記録から確認できる昭和41年4月から49年6月までの期間の保険料納付状況を見ると、3か月ごとに夫婦同一日に納付している記録となっており、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと推認されることから、当該保険料は、申立人の妻の陳述どおり、37年8月の手帳記号番号払出後、申立人についても過年度納付されたものと考えるのが自然である。

また、国民年金加入時に過年度納付の説明を受け、金融機関でこれを納付し

たとする申立人の妻の記憶は、明瞭であり、その納付方法は、申立期間当時の納付方法と符合している上、納付したとする夫婦二人分の保険料額も当時の保険料額に合致する。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の妻も、同様であることから、国民年金に対する納付意識が高かったものと考えられる。

加えて、申立期間は12か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私たち夫婦は昭和46年3月に国民年金に加入して以来、保険料は常に欠かさず納付してきたものと思っていたが、一昨年送られてきた「被保険者記録照会書」によると、48年1月から同年3月までの3か月のみ未納となっているのを知って不審に思った。納付を任せていた妻によると、加入当初は3か月に1回、印紙を貼付する方式で集金人に夫婦二人分の保険料を納付し、後には納付書を用いて保険料を納付するようになったが、申立期間はちょうど納付方式が切り替わるころで、いずれの方式で納付したのか記憶は定かではないとのことである。

また、申立期間当時はA区からB区に転居した時期に当たっており、それがもとで記録上の混乱が生じたのではないかとも思われるが、未納であればあるはずの役所からの未納の通知及び督促などを受けた記憶は無く、督促があれば無視することは考えられないので、未納の記録とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以来、申立期間を含めていずれの月についても妻が欠かさず夫婦二人分の保険料を納付してきたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付記録をみると、国民年金加入期間のうち、申立期間の3か月を除く301か月について保険料が納付済みとされていることが社会保険庁の納付記録から確認できる上、そのうち加入月の昭和46年3月から申立期間を挟んで59年12月までについては保険料が現年度納付されている

ことが申立人所持の年金手帳及び社会保険庁の特殊台帳から確認できるほか、60年1月から同年3月までの3か月（申立期間と同様に年度の4期分。）については同年5月に過年度納付していることが同台帳から確認でき、申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

一方、申立人が所持する年金手帳を見ると、申立期間に係る検認印が押されておらず現年度納付がなされた形跡は認められないものの、その場合、社会保険事務所により過年度納付の催告を受けたはずであり、申立人の妻の納付意識の高さに鑑みれば、当該勸奨を看過するとは考え難く、申立期間については過年度納付がなされていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私たち夫婦は昭和46年3月に国民年金に加入して以来、保険料は常に欠かさず納付してきたものと思っていたが、一昨年送られてきた「被保険者記録照会書」によると、48年1月から同年3月までの3か月のみ未納となっているのを知って不審に思った。加入当初は3か月に1回、印紙を貼付する方式で集金人に夫の分も一緒に夫婦二人分の保険料を納付し、後には納付書を用いて保険料を納付するようになったが、申立期間はちょうど納付方式が切り替わるころで、いずれの方式で納付したのか記憶は定かではない。

また、申立期間当時はA区からB区に転居した時期に当たっており、それがもとで記録上の混乱が生じたのではないかとも思われるが、未納であればあるはずの役所からの未納の通知及び督促などを受けた記憶は無く、督促があれば無視することは考えられないので、未納の記録とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以来、申立期間を含めていずれの月についても夫婦二人分の保険料を欠かさず納付してきたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付記録をみると、国民年金加入期間のうち、申立期間の3か月を除く368か月について保険料が納付済みであることが社会保険庁の納付記録から確認できる上、そのうち加入月の昭和46年3月から申立期間を挟んで59年12月までについては保険料が現年度納付されていることが申立人所持の年金手帳及び社会保険庁の特殊台帳から確認できるほか、60年1月から同年3月までの3か月（申立期間と同様に年度の4期分。）について

は同年5月に過年度納付していることが同台帳から確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

一方、申立人が所持する年金手帳を見ると、申立期間に係る検認印が押されておらず現年度納付がなされた形跡は認められないものの、その場合、社会保険事務所により過年度納付の催告を受けたはずであり、申立人の納付意識の高さに鑑みれば、当該勧奨を看過するとは考え難く、申立期間については過年度納付がなされていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間、50年10月から同年12月までの期間及び59年1月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで
② 昭和50年10月から同年12月まで
③ 昭和53年7月から57年6月まで
④ 昭和57年7月から62年3月まで
⑤ 昭和63年4月から平成元年3月まで
⑥ 平成元年4月から4年3月まで

昭和42年12月ごろに夫が会社を退職したので、私がA市役所で、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間当時はC市B区に居住していたが、私が夫婦二人分の保険料を3か月ごと定期的に金融機関で納付しており、申立期間①、②、③、⑤及び⑥については納付したはずである。また、申立期間④については、最初、保険料を免除してもらったが、その後、追納した記憶がある。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間①、②及び⑤は未納、申立期間③、④及び⑥は申請免除とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年12月ごろに夫婦共に国民年金に加入して以降、申立人である妻が夫婦二人分の保険料を申立期間①、②、③、⑤及び⑥については定期的に金融機関で納付し、申立期間④については免除申請したものの、その後追納したと申し立てている。

そこで、申立期間①及び②についてみると、前後の期間は、夫婦共に納付済みであることが社会保険庁の記録から確認できる。また、保険料を納付したと

する妻の納付記録をみると、申立期間①のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間及び申立期間②について昭和51年度に催告され、昭和51年10月に過年度納付していることが社会保険庁の特殊台帳から確認でき、申立人についても、同様に、過年度納付がなされた可能性は否定できない。

また、追納したとする申立期間④についてみると、当該期間のうち、昭和59年1月から60年3月までについて、夫婦共に平成6年1月11日に追納申出がなされていることが、兩人に係る社会保険庁のオンライン記録から確認できるとともに、妻は、同年1月27日から7年3月6日にかけて追納していることが、同人に係る記録から確認できる。この場合、同時に追納申出を行った申立人について、同様の納付がなされた可能性は否定できない。しかし、ほかの期間については、夫婦共に追納申出がなされた形跡は認められない。

一方、昭和51年10月の過年度納付時点では、申立期間①のうち、48年10月から同年12月までの期間については、時効の成立により、既に納付できない期間となっているほか、定期的に納付していたとする陳述とは符合しない。

また、一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の夫の納付記録をみると、申立人と同様、申立期間①は未納であることが、社会保険庁の同台帳から確認できる。

次に、申立期間③についてみると、申立人の免除申請が承認されていることが、申立人に係る区の被保険者名簿から確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立期間③のうち、同手帳の更新年度に当たる昭和53年度について、免除申請が承認されている内容の記載が確認でき、保険料を納付していた形跡はうかがえない。

次に、申立期間⑤及び⑥についてみると、申立期間⑤については、夫婦共に平成2年9月10日に催告を受けていることが、社会保険庁のオンライン記録から確認でき、定期的に夫婦二人分の保険料を納付していたとする陳述とは符合しないほか、免除申請が却下されていることが、申立人に係る区の被保険者名簿から確認できる。また、申立期間⑥については、夫婦共に、申請免除の記録であることが社会保険庁のオンライン記録から確認できるとともに、この期間について、免除承認されていることが、申立人に係る区の被保険者名簿から確認できる。これらの点を踏まえると、申立人夫婦には、当時、保険料を納付できない何らかの事情が介在していたと考えるのが自然である。

このほか、申立人が昭和49年1月から同年3月までの期間を除く申立期間①、③、59年1月から60年3月までの期間を除く④、⑤及び⑥の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間、50年10月から同年12月までの期間及び59年1月から60年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、国民年金に加入して以来、夫が私の保険料と一緒に納付してくれていた。また、夫は、申立期間について納付済みとなっているのに、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が国民年金に加入して以来、申立人の夫が申立人の保険料と一緒に納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期及び納付状況をみると、昭和49年2月12日に加入手続を行ったことが、申立人の所持する国民年金手帳の発行日及び手帳記号番号払出簿により推定され、その2日後の同年2月14日に、その時点で時効にかからず納付が可能であった47年1月から48年3月までの保険料をさかのぼって過年度納付していることが、申立人の所持する領収証書により確認できる上、同年4月以降、60歳期間満了までの約32年間、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入して以来、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫についてみると、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年6月において現年度納付が可能であった同年4月以降、60歳期間満了までの約37年間、保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、当該期間は、申立人の夫は保険料を納付済みであることなどを踏まえると、申立人の夫が、申立期間の保険料を納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から42年3月まで

私がB市で生活していたころ、時期は覚えていないが、A県に住む実家の父から、私の国民年金保険料を20歳から納付しているとの連絡があり、何かの書類が送られてきたことを覚えている。

その後、父が実家で保険料を納付してくれた年金手帳を持って、私がB市の区役所窓口へ行き、新しい年金手帳にその記号番号を記載してもらったが、古い年金手帳は必要ないと言われたので捨ててしまった。

今となっては、証拠となるものは何も残っていないが、他界した父が納付してくれた申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和43年9月16日にB市C区において発行されていることが確認できるとともに、昭和43年度の印紙検認記録欄には、昭和43年4月から同年9月までの保険料を発行日と同じ同年9月16日に納付したことを示すC区の検認印が確認できることから、申立人はこの日に、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立人自身による国民年金保険料の納付が開始されたものと考えられる。

また、国民年金手帳の昭和42年度の印紙検認記録欄を見ると、申立期間直後の昭和42年4月から43年3月まで「納付済」のゴム印が押されており、その下部欄外には、ボールペンによる別の国民年金手帳記号番号の記載とともに、「¥3,600(41.7~43.3)を現在の手帳記号番号に充当」の記載が確認できる。

そこで、当該印紙検認記録欄に記載された別の国民年金手帳記号番号について調査すると、申立人の実家であるA県D市において払い出されていることが

E社会保険事務所の手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の父親が、実家において申立人の保険料を納付していたとする申立内容を裏付けている。しかし、その加入手続については、当該手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人自身がC区で加入手続を行ったとみられる時期と同じ昭和43年9月10日以降に行われたものと推定されることから、申立期間のうち、41年6月以前の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。したがって、申立人の保険料を納付していたとする父親は、当該印紙検認欄の下部欄外に記載された納付金額及び充当期間の内容どおり、申立人の加入手続を行った時点において、時効にかかわらず納付が可能であった同年7月から43年3月までの15か月の保険料3,600円を過年度納付していたものとみるのが自然である。

また、申立期間のうち、昭和41年7月から42年3月までの保険料が納付記録から欠落した原因として、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄は昭和42年度から始まっていることから、当時の行政担当者が、そこに押された昭和42年4月以降の「納付済」のゴム印だけを見て納付記録を追加し、下部欄外にある納付金額及び充当期間の記載に気付かなかった可能性も否定できない。

一方、申立てどおり、申立人の父親が、申立人の20歳である昭和40年*月から保険料を納付するためには、申立人の実家であるD市において、さらに別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、同市を管轄するE社会保険事務所において、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、旧姓による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、当初の手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立人は、申立期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付してくれていたとする申立人の父親は既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立人の父親が、申立期間のうち、昭和41年6月以前の保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間のうち、同年6月以前の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から同年3月まで

国民年金の加入については、昭和36年に国民年金制度が始まると同時に、自分自身で区役所に出向いて手続をした。

国民年金保険料については、自分自身で区役所に出向いて納付したが、何回か納付期限に遅れたため、後でまとめて納付したこともあったかと思う。

しかし、申立期間の保険料に係る納付時期及び納付場所についてははっきりとは覚えていない。

申立期間の3か月だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付済みである上、申立期間前後の保険料は現年度納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持している国民年金手帳を見ると、申立人は昭和36年12月にA区からB区へ転居し、その1年2か月後の38年2月に、申立期間直後の昭和37年度の国民年金保険料を一括して現年度納付していることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料を過年度納付することは可能である。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、その後も3回にわたって過年度納付をしていることも確認でき、将来のことを考えて未納の無いように気を付けていたとする陳述とも符合することなどから、申立人が、申立期間の国民年金保険料のみを未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年12月まで

国民年金への加入については、当時、A県B市役所に勤務していた叔父に勧められ、父が手続をしてくれた。

国民年金保険料は、いつごろまでかははっきり覚えていないが、少なくとも父と同居していた独身当時は、父が納付してくれていたように思う。

時期は定かではないが、結婚をしてから半年又は1年ほど後、私に会うためにC地方からD県へ来た父から、「20歳から今までの分の国民年金保険料をきっちり納付しておいた。これからは自分たちで納付しなさい。」と言って、国民年金手帳を渡された。

父から手帳を受け取った後は、夫がきっちりと納付してくれたはずであり、申立期間について、父及び夫の分が納付済みとなっているのに自分の分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、父と同居していた独身時代を含め、父から国民年金手帳が手渡されるまでの期間については父が、それ以降の期間については、夫が夫婦二人分の保険料を納付してくれていたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料納付状況をみると、申立期間を除き、60歳到達までの期間すべて納付済みとなっており、申立期間について、それぞれ納付を担っていたとする申立人の父及び夫の保険料納付状況をみても、いずれも60歳到達までの期間について完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、納付日の確認できる昭和48年度及び昭和60年4月から平成17年12

月までの国民年金保険料は、3か月を除きすべて同一日に納付されており、結婚後は夫婦一緒に夫婦二人分を納付していたとする陳述内容とも符合している。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、直近の手帳記号番号の状況から昭和45年2月ごろに払い出されたと推定でき、また、申立人の結婚から約1年3か月後の47年7月6日に、A県からE市F区への住所変更手続きがなされた^{じせき}事跡がある。

このことは、結婚して半年又は1年後に、D県に来た父から国民年金手帳を渡され、今後は自分たちで納付するよう指示されたとする陳述内容と符合している。

これらのことからみて、納付意識の高かった申立人の父が、申立人が結婚をしてからE市への住所変更手続きをするまでの間について、手元に申立人の国民年金手帳を保有しているにも係わらず、自身の国民年金保険料のみを納付し、申立人の保険料を未納のまま放置したとは考え難く、また、納付意識の高かった申立人の夫が、申立人の住所変更手続き直後の期間において、自身の保険料のみを納付し、申立人の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年3月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで

昭和49年6月に会社を退職し、2年後の51年5月から市内でA業を始めた。

国民年金の加入は、区役所で夫婦二人の手続を行ったと思うが詳しい時期までは覚えていない。

申立期間の保険料は、妻の分と一緒に、納付書に現金を添えて金融機関の窓口で納付したはずである。

申立期間①及び②の保険料について、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月10日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人は、昭和49年6月以降、厚生年金保険に再加入する前の平成12年1月までは、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している上、申立人の妻も、昭和49年6月以降、厚生年金保険に再加入する前の平成15年7月までは、自身の申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、夫婦の保険料納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、昭和51年4月23日に、国民年金加入当初の49年6月から50年3月までの保険料について、一括して過年度納付していることが所持する領収証書により確認できる一方、申立人の妻についても、当該期間の領

収証書は残されていないものの、妻に係る社会保険事務所の納付記録をみると、当該期間は過年度納付となっていることから、妻もこの時、夫と一緒に一括して過年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立人及びその妻は、上記の過年度保険料を納付した同じ日に、申立期間①直前の昭和 50 年度の国民年金保険料についても、一括して現年度納付していることがそれぞれの領収証書により確認できる。

このように、昭和 51 年 4 月 23 日に、夫婦で一括納付した金額は合計で 4 万 5,600 円となるところ、高額の国民年金保険料を一括納付した申立人が、現年度納付が可能な申立期間①の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

加えて、申立期間①及び②は、それぞれ 12 か月及び 3 か月といずれも短期間である上、当時の申立人夫婦の生活状況にも特段の変化は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで

昭和49年6月に夫が会社を退職し、2年後の51年5月から市内でA業を始めた。

国民年金の加入は、夫が区役所で手続をしてくれたと思うが詳しい時期までは覚えていない。

申立期間の保険料は、夫が、私の分と一緒に、納付書に現金を添えて金融機関の窓口で納付してくれたはずである。

申立期間①及び②の保険料について、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月10日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人は、昭和49年6月以降、厚生年金保険に再加入する前の平成15年7月までは、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している上、夫婦の保険料納付を担っていた申立人の夫も、昭和49年6月以降、厚生年金保険に再加入前の平成12年1月までは、自身の申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の夫は、昭和51年4月23日に、国民年金加入当初の49年6月から50年3月までの保険料について、一括して過年度納付していることが所持する領収証書に確認できる一方、申立人についても、当該期間の領収証

書は残されていないものの、申立人に係る社会保険事務所の納付記録をみると、当該期間は、過年度納付となっていることから、申立人の保険料納付を担っていた申立人の夫が、この時、申立人の分も一緒に一括して過年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立人及びその夫は、上記の過年度保険料を納付した同じ日に、昭和50年度の国民年金保険料についても、一括して現年度納付していることがそれぞれの領収証書により確認できる。

このように、昭和51年4月23日に、夫婦で一括納付した金額は合計で4万5,600円となるどころ、高額の国民年金保険料を一括納付した申立人が、現年度納付が可能な申立期間の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

加えて、申立期間は、それぞれ3か月といずれも短期間である上、当時の申立人夫婦の生活状況にも特段の変化は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から44年3月までの期間、45年4月から同年6月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年3月まで
② 昭和45年4月から同年6月まで
③ 昭和47年4月から48年3月まで
④ 昭和48年10月から同年12月まで

昭和38年8月ごろ、市の職員に勧められて、市役所で国民年金に加入した。

国民年金保険料の納付については、主に市役所で、私が必ず夫婦二人分を一緒に納付してきた。

申立期間の保険料について、妻は納付済みであるのに、私の分が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和38年7月15日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料はいつも一緒に納付していたと申し立てているところ、夫婦の納付記録をみると、保険料納付日の確認できる昭和38年度、39年度、44年度及び昭和51年1月から同年9月までの期間の現年度保険料納付日並びに53年4月から同年12月までの期間及び昭和54年度の追納保険料の納付日は、すべて一致している。

さらに、昭和47年度、昭和52年7月から53年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間については、夫婦共に申請免除期間となってい

る一方、申立期間以外で未納となっている期間についても、夫婦の記録は一致しており、いつも夫婦二人分の保険料は一緒に納付してきたとする申立内容と符合する。

加えて、申立期間①については、当初は夫婦共に未納となっていたが、申立人の妻の保険料は昭和 45 年 3 月 30 日に過年度納付していること、また、申立期間③については、当初は夫婦共に免除承認期間となっていたが、妻の保険料は 56 年 2 月 14 日に追納していることが、所持する領収証書により確認できる。

次に、申立期間②については、申立人の妻の所持する国民年金手帳を見ると、昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料は納付され、印紙検認印も押されているにも係わらず、その検認台紙は切り取られておらず、当時の保険料収納手続が適正に行われていなかったことが認められることから、申立人の当該期間の保険料収納手続においても何らかの事務的過誤があった可能性が否定できない。

これらのことから、夫婦二人分の国民年金保険料をいつも一緒に納付していた申立人が、申立期間①、②及び③について妻の保険料のみを納付し、自身の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立人は、申立期間④についても、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付したと申し立てているが、妻の特殊台帳を見ると、妻の当該期間の保険料は現年度納付となっているが、申立人の特殊台帳を見ると、当該期間は未納と記録されている上、昭和 49 年に催告を受けた事跡^{じせき}が確認できることから、当該期間については、夫婦二人分を一緒に納付していたとする申立内容と符合しない。

また、申立期間④の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間④の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月までの期間、45 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 25 日まで
② 昭和 44 年 3 月 25 日から 47 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 7 月 31 日に A 社を退職し、その後結婚して B 県に転居したが、社会保険庁の記録によると、同社を退職した約 4 年後に脱退手当金を受給したことになっている。

しかし、当時、社会保険事務所の存在すら知らなかったし、退職して何年も経ってから脱退手当金を受け取るようなことをするはずがない。

脱退手当金を請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 年 4 か月後の昭和 51 年 11 月 19 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、脱退手当金が支給される 1 年 2 か月前の昭和 50 年 8 月 9 日に払い出されている上、49 年 4 月から国民年金保険料を納付し、支給決定時においても任意加入し保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び再交付された年金手帳の生年月日は「昭和 23 年 * 月 * 日」と誤って記録されているところ、脱退手当金の裁定請求があれば訂正されると考えられることから、適正な事務処理が行われたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和37年8月21日であると認められることから、申立期間のうち、同社における申立人の資格喪失日に係る記録を同年8月21日に訂正することが必要である。

なお、昭和37年3月から同年7月までの標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月15日から38年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。A社には、昭和37年3月15日から38年6月30日まで継続して勤務しており、「初めて資格を取得した年月日」に「昭和37年3月15日」と記載された厚生年金保険被保険者証を同社からもらい所持もしているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社が保管する「厚生年金保険被保険者台帳」の双方において、申立人が昭和37年3月15日に資格を取得した記録が確認できることから、申立人が同社に在籍していたことが認められる。

また、当該被保険者名簿及び被保険者台帳において、申立人の資格喪失日が資格取得日と同一日である昭和37年3月15日と記載されているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る備考欄には、健康保険証の返納日時を示す「8/21返」の事蹟^{じせき}があることから、申立人は交付された健康保険証を同年8月ごろまで所持していたと推認され、資格の取得と同一日に資格を喪失していたとは考え難い。

さらに、B社会保険事務所は、「資格の取得及び喪失が同一日というのは考え難く、資格喪失日が誤っている可能性がある。」旨陳述をしている。

加えて、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の記号番号は、A社で払い出されたものであり、資格取得日は昭和37年3月15日のままで訂正等はされておらず、同社退職後に厚生年金保険に加入した事業所においても当該記号番号が使用されている。

これらを総合的に判断すると、申立人について、資格の取得及び喪失が同一日である旨の記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、昭和37年8月21日であると認められる。

なお、昭和37年3月から同年7月までの標準報酬月額については、申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得時の記録により、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和37年8月21日以降の期間については、申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同年10月の定時決定の記録は無く、申立人の欄には横線（取消線）が引かれた上に「退」の事蹟^{じせき}があることから、申立人は、同年8月には同社を退職していたものと推認される。

このほか、昭和37年8月21日以後の期間において、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和37年8月21日以後の期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和32年11月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月26日から33年8月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B支店で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は同社の本社からB支店へ転勤した時期であり、継続して勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

会社の辞令及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和32年11月26日に、A社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和33年8月の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B支店は既に閉鎖し、事業主も死亡しているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和50年6月1日）及び資格取得日（昭和51年1月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月1日から51年1月5日まで

私は、昭和49年6月1日から平成4年4月20日までの期間、A社に勤務し、B業務に従事していた。

しかし、厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会を行ったところ、申立期間が空白期間となっている旨の回答を得た。

A社では、途中で退職した覚えはなく、申立期間も継続して勤務しており、当時の経理担当者は「そのような手続をした覚えはなく、給与から保険料を控除していたはずである。」と証言しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和49年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、50年6月1日に資格を喪失後、51年1月5日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立期間当時に入社した同僚から、「私が入社した時に申立人は在籍していた。」旨陳述が得られたほか、ほかの複数の同僚からも、申立人は申立期間も継続して勤務していた旨陳述が得られたことから、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は申立期間前後の期間において、勤務形態及び業務内容等に変化は無かったとしているところ、同僚からもこれと符合する陳述が得られたほか、申立期間当時、休職又は一時退職したこと及び雇用上の身分が変わったことをうかがわせる特段の事情も見当たらない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、同社が適用事業所

となった日から適用事業所では無くなった日までの全期間において、申立人のように加入記録に空白期間が生じている者は認められない。

加えて、申立期間当時、社会保険事務を担当していた同僚からは、「申立期間においても継続して給与から厚生年金保険料控除を行っていた。途中で資格を喪失し再取得させるような手続を行った覚えはない。」旨陳述が得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年5月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に亡くなっているため、申立期間当時の状況は不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年6月から同年12月までの保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和28年3月15日）及び資格取得日（昭和28年8月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月15日から同年8月5日まで

私は、A社に昭和28年3月に入社したが、翌年の29年3月に同社が解散となり退職したが、在職していた28年3月から29年3月までの期間については、B業務に従事しており、毎月給与が支払われ、給与から厚生年金保険料も控除されていた。

同一事業所で継続して勤務していたのに厚生年金保険の被保険者記録に空白期間があるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において昭和28年3月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年3月15日に資格を喪失後、同年8月5日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した複数の同僚からは、「申立期間当時、A社での業務内容及び雇用形態に変化は無く、また、在籍していながら病気等で長期間休んでいた人はいなかった。」旨陳述が得られた。

また、A社において申立人と同質の業務に従事していた同僚を含め、申立人以外に加入記録に空白期間が生じている者はおらず、さらに、申立人自身も「在職中に勤務形態及び仕事内容に変化は無かった。」と陳述している。

加えて、同僚からは、「A社に勤務していた当時、厚生年金保険に加入していない人はいなかった。」旨陳述が得られたほか、申立人と同時期に入社した

同僚には、その退職時まで厚生年金保険の加入記録が継続していることも確認できる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年3月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による保険料の納付義務の履行については、事業主が既に亡くなっているため、申立期間当時の状況は不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年4月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月1日から42年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日に新規学卒でB社に就職した。同年7月1日に配置換えでグループ会社のA社に転籍し、C業務という職種に就いた。42年3月31日に同社を退社するまで一貫して同じ職種であったのに、41年9月1日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることに納得がいかない。申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が、「申立人は、B社入社後、1年程度は勤務していた。」、また、「申立期間当時、B社及びA社の従業員が参加する親ぼく会が毎月1回程度開催されていたが、昭和42年初頭に開催された同会で申立人と会ったことを記憶している。」と陳述していることから、申立人は少なくとも昭和42年初頭までA社で勤務していたと推定できる。

さらに、申立人は、A社を退職した昭和42年3月末日まで社員寮に入居しており、同年4月から就職活動を始め同年5月1日にD社に入社したと陳述しているところ、D社が保管している入社志願書にA社の勤務期間が同年3月までと記載されていることと符合する。

この事実経過の説明は、具体性があり、かつ、D社において昭和42年5月1日に資格の取得の届出がなされていることとも符合し、しんびょうせい信憑性も認められることから、申立人は、同年3月31日まで当該事業所に勤務していたことを認めることが相当である。

加えて、A社は、「申立人の次の勤務先に保管されている書類に昭和42年3月まで当社に勤務したと記載してあるのならば、その間支払っていた給与か

らは保険料も控除していたであろう。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年8月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和26年9月5日、資格喪失日は28年6月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和26年9月から27年7月までについては3,500円、同年8月から28年5月までは4,500円とすることが妥当である。

また、申立人は、昭和26年8月31日から同年9月5日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を同年9月5日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月31日から同年9月5日まで
② 昭和26年9月5日から28年6月1日まで

私は、昭和26年2月1日にA社B工場に入社し、同年9月5日に本社に転勤し、28年6月1日まで継続して勤務していた。

A社本社に勤務していた期間について、社会保険事務所は、健康保険の加入及び健康保険料の納付については確認できたとのことであるが、厚生年金保険には加入していないとしている。

厚生年金保険と健康保険はセットで保険料を支払っていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険事務所が保管しているA社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人は、昭和26年9月5日に健康

保険被保険者資格を取得し、28年6月1日に同被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、社会保険庁が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳をみると、申立人は、昭和26年9月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、28年6月1日に同被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらの記録から、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和26年9月5日、資格喪失日は、28年6月1日であると認められる。

なお、昭和26年9月から28年5月までの標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、26年9月から27年7月までは3,500円、同年8月から28年5月までは4,500円とすることが妥当である。

申立期間①について、同僚の陳述内容及び加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和26年9月5日にA社B工場から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳における昭和26年8月1日付けの標準報酬月額の改定記録から、3,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に適用事業所では無くなっているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 17 日から 44 年 10 月 1 日まで
社会保険庁の記録によれば、A社、B社及びC社の3社に勤務した昭和
37年12月17日から44年10月1日までの厚生年金保険加入期間について
脱退手当金支給済みとなっている。

脱退手当金は請求した記憶は無く、受給もしていないので申立期間を厚生
年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金保険被保険者
証に脱退手当金を支給した旨の表示をすることとされていたが、申立人が所持
している厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、申立人はA社を退職する際に、担当者から厚生年金保険被保険者証を
手渡され、年金は生涯を通したものであるから次の勤務先であるB社へ持参す
るように指導を受け、被保険者証をB社に提出し、C社を退職する際もA社を
退職の時と同じように被保険者証の返還を受け、大切に保持してきたと陳述し
ているところ、申立人は現在も当該被保険者証を所持していることを踏まえる
と、申立人の当時の状況についての陳述は信用できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期
間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和38年6月3日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額を3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月3日から同年10月1日まで
② 昭和39年6月9日から同年10月まで

私は、A社に知人の紹介で昭和38年6月3日に入社し、39年10月まで正社員としてB業務に従事していた。厚生年金保険料も控除されていたのに、申立期間①及び②が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に知人の紹介で昭和38年6月3日に入社し、正社員としてB業務に従事していたと申し立てしているところ、同社における同僚の被保険者記録及び申立人提出の写真により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及び同僚4人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和38年10月1日と記録されているものの、その届出年月日は1か月以上前の同年8月24日と押印されており、不合理な記録となっている。これらの記録を前提とすると、申立人が同年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和38年6月3日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年10月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当であ

る。

申立期間②について、申立人は昭和 39 年 10 月まで A 社に勤務していたと申し立てているところ、社会保険事務所の記録では同年 6 月 9 日までの同社に係る申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できる。

しかし、申立人に係る上記名簿において、昭和 39 年 6 月 9 日付けの資格の喪失に伴い健康保険被保険者証を返納した旨の押印が確認できる上、複数の同僚を抽出調査したが、保険料控除の事実等について陳述を得ることはできなかった。

また、A 社は昭和 54 年 11 月 26 日に閉鎖しており、元事業主は高齢のため、申立人の勤務実態、保険料控除等について陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和30年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円に、また、同社における資格取得日に係る記録を32年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月20日から同年12月1日まで
② 昭和32年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社から子会社のB社へ出向した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。私は、昭和28年3月26日にA社に入社し、途中、グループ会社に出向することはあったが、平成11年3月29日にC社を退職するまで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社提出の人事記録、同僚の陳述内容及び同僚の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社及びB社に継続して勤務し(昭和30年12月1日にA社からB社に異動、32年4月30日に同社からA社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年7月の社会保険事務所の記録から1万円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社における32年5月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は両申立期間とも不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月1日から5年1月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月1日から5年1月1日まで
② 平成5年1月1日から9年11月8日まで

私は、A社及びB社において、申立期間①ではA社の専務取締役として、申立期間②ではB社の社長として、就任していたものの、私の知らない間に標準報酬月額が遡^{さかのぼ}って8万円に減額されていることは納得できないので、元の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の標準報酬月額は申立人が主張する53万円と記録されていたところ、申立人が資格を喪失した日（平成5年1月1日）より後の平成5年4月14日付けで、2年4月1日に遡^{さかのぼ}及して標準報酬月額が8万円に減額処理されている。

しかし、社会保険事務所において、このように遡^{さかのぼ}及して記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は無い。

また、申立人はA社で取締役^{そさくやく}に就任しているものの、C業務担当であり、社会保険事務には関与しておらず、標準報酬月額の訂正等について知り得る立場では無かったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に

係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録によると、当初、申立人の標準報酬月額は申立人が主張する 53 万円と記録されていたところ、平成 6 年 4 月 13 日付けで、5 年 1 月 1 日に遡^{そきゅう}及^{そきゅう}して標準報酬月額が減額処理されていることが確認できる。また、当該遡^{そきゅう}及^{そきゅう}訂正後の 6 年 10 月 1 日から、B 社が適用事業所では無くなり、申立人が資格を喪失する 9 年 11 月 8 日までの期間については、4 度の算定基礎届に基づく処理が行われているところ、申立人の標準報酬月額は、いずれも、当時の厚生年金保険の最低等級である 8 万円及び 9 万 2,000 円で届出されており、いずれの算定基礎届にも遡^{そきゅう}及^{そきゅう}訂正されている形跡はうかがえない。

しかしながら、商業登記簿によると、申立人は申立期間②において、B 社の代表取締役役に就任していることが確認できる。

また、申立人の妻も B 社の取締役として給与事務を担当していたと陳述していることから、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で当該標準報酬月額の減額処理を行ったものと認めることはできない。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年3月から同年9月までの標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月21日から7年8月21日まで
② 平成7年9月1日から18年4月16日まで

社会保険庁の記録によると、A社に勤務していた平成3年2月21日から7年8月21日までの標準報酬月額及びB社に勤務していた同年9月1日から18年4月16日までの標準報酬月額が給与支給総額より低くなっている。

給与明細書等を提出するので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②のうち、平成8年3月から同年9月までについては、申立人の標準報酬月額を32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成8年3月から同年9月までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主保管の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」に記載された標準報酬月額が社会保険庁

のオンライン記録どおりであることから、事業主は、当該期間について、給与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成8年10月から11年12月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書上の保険料控除額から算定される標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額と一致しており、事業主は、当該期間については、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたものと認められる。

また、平成7年9月から8年2月までの期間については、申立人は、給与明細書等を所持しておらず、さらに、B社も当時の厚生年金保険料控除及び納付に関する資料等は保存していないことから、申立人の厚生年金保険料の控除等については分からないとしている。

加えて、平成12年1月から18年3月までの期間及び申立期間①については、申立人から一部期間について確定申告書の写し及び源泉徴収票の提出があったが、当該確定申告書の写し及び源泉徴収票には社会保険料控除額の総額しか記載されていないため、厚生年金保険料控除額を確定することはできないものの、これらに記載されている額は、社会保険庁の標準報酬月額から計算した社会保険料控除額の総額とほぼ符合している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成8年3月から同年9月までの期間を除く申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から42年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年12月から42年11月まで

私は、昭和37年12月に結婚後、A市の自宅に来た集金人を通じて、夫婦二人一緒に国民年金の加入手続を行い、42年12月にB市C区へ転居したが、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料は、いずれも毎月自宅に来る集金人に納付していた。

申立期間当時の保険料額は100円で、保険料を納付する際、国民年金手帳に印紙を貼ってくれたことを覚えている。

これまで夫婦二人が所持していた合計6冊の国民年金手帳はC区の集金人に回収され、後日、新しい国民年金手帳が夫婦1冊ずつ自宅に送付されてきた。

申立期間の国民年金保険料は、夫婦一緒に毎月集金人に夫婦二人分を納付していたので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年12月ごろ、その妻と一緒に集金人を通じてA市で国民年金に加入し、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料のうち、42年11月までをA市で、同年12月にB市C区へ転居して以降を同区でそれぞれ自宅に来た集金人に毎月納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿及び申立人夫婦の前後の国民年金加入者の納付状況から、早くても昭和41年度にA市の特別適用対策により夫婦連番で払い出されたものと推認されるところ、この手帳記号番号を使用して、申立期間のうち、同年度より前の期間の保険料は、現年度納付することはできず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人に係る特殊台帳を見ると昭和40年度及び42年度の欄に「附則18条納付勧奨」の押印が確認でき、第2回特例納付期間中（昭和49年1月か

ら50年12月まで。)に未納であった申立期間について特例納付の納付勧奨が行われたことが推認され、毎月夫婦一緒に集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の陳述と符合しない上、当該期間の保険料が特例納付された事蹟^{じせき}も見当たらない。

さらに、申立人に係る氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人夫婦が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から42年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から42年11月まで

私は、昭和37年12月に結婚後、A市の自宅に来た集金人を通じて、夫婦二人一緒に国民年金の加入手続を行い、42年12月にB市C区へ転居したが、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料は、いずれも毎月自宅に来る集金人に納付していた。

申立期間当時の保険料額は100円で、保険料を納付する際、国民年金手帳に印紙を貼ってくれたことを覚えている。

これまで夫婦二人が所持していた合計6冊の国民年金手帳はC区の集金人に回収され、後日、新しい国民年金手帳が夫婦1冊ずつ自宅に送付されてきた。

申立期間の国民年金保険料は、夫婦一緒に毎月集金人に夫婦二人分を納付していたので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年12月ごろ、その夫と一緒に集金人を通じてA市で国民年金に加入し、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料のうち42年11月までをA市で、同年12月にB市C区へ転居して以降を同区でそれぞれ自宅に来た集金人に毎月納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿及び申立人夫婦の前後の国民年金加入者の納付状況から、早くても昭和41年度にA市の特別適用対策により夫婦連番で払い出されたものと推認されるところ、この手帳記号番号を使用して、申立期間のうち、同年度より前の期間の保険料は、現年度納付することはできず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人の夫の特殊台帳を見ると昭和40年度及び42年度の欄に「附則18条納付勧奨」の押印が確認でき、第2回特例納付期間中（昭和49年1月か

ら50年12月まで)に未納であった申立期間について特例納付の納付勧奨が行われたことが推認され、毎月夫婦一緒に集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の陳述と符合しない上、当該期間の保険料が特例納付された事蹟^{じせき}も見当たらない。

さらに、申立人に係る氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人夫婦が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年10月から45年6月まで

私は、昭和55年ごろ、長女と相談して、これまで未納となっていた私の国民年金保険料を、長女がA社会保険事務所で特例納付により納付してくれた。保険料は、既に亡くなった友人から50万円から52万円ほどの現金を借りて納付した。

私は、特例納付をしたことにより未納期間が無くなり、その後、60歳まで保険料の納付を続ければ年金を満額受給できると思っていたが、60歳到達時に未納期間があるという話を聞き、高齢任意加入して保険料の納付を続けた。

私の保険料を特例納付した長女は、特例納付の手続時に職員から「今後、60歳に到達するまで毎月、保険料を払い込むと年金を満額受給できる。」と言われたことを聞いている。

申立期間について、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろ、友人から50万円ないし52万円程度を借りて申立人の長女が、社会保険事務所において、申立人の過去の未納期間の国民年金保険料のすべてを特例納付したと申し立てている。

しかし、申立人に係る特殊台帳を見ると、第3回特例納付実施期間中の昭和55年5月ごろに申立期間直後の45年7月から52年12月までの期間の保険料が特例納付されたこと及び53年1月から54年3月までの期間の保険料が過年度納付されたことが確認できるが、このとき、申立期間の保険料が同時に納付された事蹟^{じせき}は無い。

また、申立人は昭和55年5月の時点で53歳であり、特例納付を行う前の申立人の保険料は、36年4月から40年9月までの期間及び54年4月から55年4月までの期間が納付されていたものの、保険料を同年5月以降60歳に到達

するまですべて納付しても申立人が年金受給資格を得るのに必要な 252 か月の納付期間に不足月数が 103 か月あり、過去の未納期間のうち、受給権を確保するために必要な 45 年 7 月以降の保険料を特例納付などにより納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人及び申立人の保険料を特例納付した申立人の長女は、特例納付した保険料額についての記憶は無く、当時、申立人は友人から 50 万円ないし 52 万円借りたとしているが、この金額は、当時、申立期間を含む特例納付及び過年度納付をする場合に必要な金額と符合しない。

加えて、社会保険事務所では、申立人が特例納付を行った当時は、国民年金法の改正前で満額という概念は無かったとしており、申立人及びその長女の陳述と符合しない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 63 年 3 月までの期間、平成元年 3 月、2 年 3 月及び 3 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月から 63 年 3 月まで
② 平成元年 3 月
③ 平成 2 年 3 月
④ 平成 3 年 3 月

私は、A 業務店を開業した昭和 40 年 7 月ごろから約 2 年間は生活がやや厳しかったが、その後、収入が安定し、定期的に国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間①、②、③及び④当時、私が職場に来る金融機関職員に各種税金等と一緒に夫婦二人分の保険料を納付書により納付していた。

申立期間①、②、③及び④について、たとえ私が保険料の納付を忘れていても金融機関職員又は社会保険庁からの指摘があれば納付しているはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料は、職場に来る金融機関職員に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人及び申立人の妻の国民年金記録をみると、申立期間①のうち、昭和 59 年 3 月から 63 年 3 月までの期間、申立期間②、③及び④について、保険料を一緒に納付していたとするその妻も未納である上、申立期間①、②、③及び④以外の期間にも夫婦共に未納の期間が散見される。

また、申立期間①について、申立人に係る特殊台帳の昭和 57 年 8 月の欄に「58 催」の押印があり、昭和 58 年度に昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月までの未納期間の保険料について催告を受けたことが確認できるが、その後、過年度納付された事蹟^{じせき}は無い。

申立期間②、③及び④について、上述のとおり、その妻も未納であるところ、

その妻の納付記録をみると、申立期間②、③及び④のそれぞれ直前の各年2月の保険料は、現年度納付が可能な最終月である4月の月末に納付していることが確認できる。仮に、申立期間②、③及び④の保険料を現年度納付したのであれば、上述のとおり、それぞれ各年2月の保険料と同一日に納付するのが自然であるが、それぞれ同一日に納付された事蹟^{じせき}は無い。

また、申立期間②、③及び④は、それぞれ各年3月であり、複数期間の同一月のみ、夫婦の納付記録がそれぞれ誤って記録されたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から平成2年1月までの期間及び7年8月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年11月から平成2年1月まで
② 平成7年8月から同年12月まで

私は会社を退職した際、すぐにA市役所で厚生年金保険から国民年金への変更手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間①及び②の保険料は、金融機関の口座振替により納付し、それ以外の方法で保険料を納付した記憶は無く、当時、夫婦の保険料振替口座も別々であった。

申立期間①及び②の保険料は、納付しているはずなので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した都度、A市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを遅滞なく行っており、申立期間①及び②の国民年金保険料は、すべて口座振替で納付していたと申し立てている。

しかし、申立期間①について、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人の特殊台帳（昭和59年度までの資格の取得及び喪失などが記載されているもの。）には、昭和56年8月の国民年金資格の喪失後、国民年金資格の再取得年月日の記載は無い。一方、社会保険庁の記録には、58年9月に再取得（平成17年1月付けで昭和58年11月に訂正。）と記録されていることが確認でき、申立人からの国民年金資格の再取得の届出は、昭和60年度にオンライン入力開始されて以降にさかのぼって行われたものと推認されるところ、申立期間①の保険料は、現年度納付できなかったと考えるのが自然である。

また、申立期間①及び②の当時、口座振替による保険料納付は、現年度保険料の納付しか利用されておらず、申立人の陳述と符合しない。

申立期間②について、申立人に係る社会保険庁の記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号に係る国民年金の被保険者資格は、平成2年1月に喪失後、

再取得の記録は無い。一方、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号が付番されているところ、9年1月以降に上述の国民年金手帳記号番号が統合され、その際、申立期間②が、国民年金の未加入期間から国民年金の未納期間に記録されたことが推認され、申立期間②の保険料についても現年度納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①及び②について、A市では、国民年金の再加入手続を行った被保険者には、納付書を交付しており、被保険者から口座振替の申し出があった場合でも、口座振替の開始まで、2か月から3か月間の手続期間を要し、その間の保険料を納付するためには交付した納付書が必要であるとしているところ、申立人は、納付書による保険料納付などに関する記憶は無いとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3554

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年6月まで

私は、昭和51年10月1日に会社を辞めた後、国民年金に加入した。随分前のことなので詳しい記憶は無いが、催告されたので保険料を納付した記憶はある。申立期間の保険料は、妻が毎月納付していたと思う。当時は妻が会社勤務をしており経済的には困っておらず、私の国民年金保険料は全額納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年10月に会社を辞めた後、国民年金の加入手続を行い、加入時から厚生年金保険に加入した52年7月の前月までの保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入の記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月2日に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿より確認できる。また、申立人の保険料納付の記録をみると、同年10月から同年12月までの保険料が納付されていることが特殊台帳より確認できるが、申立期間の保険料については納付の記録が無く、昭和52年度納付記録欄の欄外に印が見られることから、保険料が納付されなかったことにより保険料納付を催告されたものと推測される。

しかし、申立人は、国民年金保険料について催告を受けて納付した記憶があると陳述しているものの、保険料納付についての記憶が曖昧であり、保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間の保険料を毎月納付していたと陳述するなど、夫婦の陳述に矛盾がみられる。

さらに、申立人及び申立人の妻の陳述からは、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から53年3月まで

昭和49年9月、A業務店を開業した。そのとき、B社会保険事務所で従業員共々年金手続を行った。申立期間の国民年金保険料の納付状況に関する記憶は定かでないが、申立期間にかかる妻の国民年金の記録が納付済みとされているから、申立期間の国民年金保険料は納付されているはずである。

上記期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月にA業務店を開業し、B社会保険事務所で従業員の年金手続と一緒に自分の年金手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金の加入に関する状況をみたが、社会保険庁の記録及び申立人が当時居住していたC市のいずれの記録からも申立人が国民年金に加入した形跡は見当たらない。また、申立人は国民年金保険料の納付に関する記憶が定かでなく、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

また、申立人の妻の国民年金保険料の納付に関する状況をみると、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から国民年金に加入し、それ以後、厚生年金保険加入まで継続して国民年金保険料を納付しており、夫婦の国民年金加入状況及び保険料納付状況が異なっても不自然ではない。

さらに、申立人の妻は申立人の国民年金加入手続及び保険料納付に関する記憶が定かでなく、申立人の妻からも申立人の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

加えて、国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名検索を行っ

たほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から47年3月まで

申立期間について、夫婦で国民年金に加入したのは、昭和47年であったと思う。何月かの記憶は無いが、元妻が国民年金の加入を勧められ、また過去の未納の保険料をさかのぼって納付することができるというので、国民年金の加入とさかのぼって納付することを決めた。その時、さかのぼっての夫婦二人分の国民年金保険料は20数万円で、1回では納付ができなかったため3回に分割して納付した。1回目は、元妻から加入の話があったころに9万円ぐらいを元妻に渡し、2回目は9万円より少ない金額を1か月後ぐらい後に、3回目は、さらに1か月後ぐらい後に9万円より少ない金額を元妻に渡した。

しかし、夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付したのは元妻であって納付方法等は詳しくは分からない。また、元妻の保険料の納付記録も離婚しているため分からない。

申立期間の保険料は、会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金へ加入するには、切れ目なく保険料を納付しなければいけないと思っていたので、さかのぼって納付した期間は昭和41年2月からであったと思う。私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元妻が申立期間の保険料をさかのぼって納付したのに未納とされていることは納得できないと申し立てている。

そこで、申立人及びその元妻の納付に関する記録をみると、社会保険庁の記録から、昭和47年6月30日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できる。この場合、この払出時点では第1回特例納付期間であることから、申立期間のうち、41年2月から44年12月までの期間は特例納付が、45年1月から47年3月までの期間は過年度納付が可能である。

しかし、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付で納付した場合の夫婦

二人分の保険料合計額は、6万4,200円であり、申立人陳述の申立期間の夫婦二人分の保険料として納付したとする金額の20数万円とは一致しない。

また、申立人はその元妻が、国民年金に加入後、申立期間の保険料をさかのぼってまとめて納付したと陳述しているが、申立人の元妻は国民年金に加入後、保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶は無いと証言しており、陳述が一致しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から57年4月まで

私は、A社に入社したとき、会社が厚生年金保険の適用を受けていなかったため、自分で国民健康保険と国民年金に加入し保険料を納めていた。

年金受給時期が近づき、送られてきた年金記録をみると、国民年金に加入していたころの記録が抜けていることが分かった。B市役所に行き説明したが、記録は廃棄して無いとのことだった。一度はあきらめようと思ったが、年金問題の報道を見て、自分の記録も漏れているのではないかと思い申立てをした。

昭和54年からは親と同居し、扶養してきたので必ず国民健康保険に加入しており、国民年金にも加入し保険料を納めていたと思う。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は入社した会社が厚生年金保険の適用を受けていなかったため、自分で国民年金の加入手続をして、保険料を納めていたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金加入状況をみると、申立人は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない。

また、国民年金加入の可能性について、各種氏名検索のほか、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、その形跡は無く、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金加入時期、保険料額及び国民年金手帳の交付に関する記憶が定かでなく、保険料を納付していたことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から47年12月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和18年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和43年5月から47年12月まで

私は、まだ子供が幼少で、A市に住んでいたころ、集金人が家に来たので、将来、少しでも多くの年金を受給できるとよいと思い、夫に相談した上で国民年金に加入し、定額保険料と付加保険料をその集金人に納付していた。集金人はかっぷくの良い中年女性であり、2か月から3か月に一回集金に来ていて、一回に納付した金額は380円から580円ぐらいであったと記憶している。A市で納付していた期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に住んでいた当時、国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、B市の被保険者名簿から昭和48年1月23日に国民年金に任意加入したことが分かる。また、社会保険庁の統合年金記録にも同日に任意加入したことが記録されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人は、申立期間当時、メモ用紙ぐらいの白い納付書で集金人に保険料を納付し領収証を受け取ったと陳述している。しかし、申立期間当時のA市の保険料収納方法は年金手帳に検認印を押す印紙検認方式であり、申立内容と符合しない。

さらに、申立人は、定額保険料に付加保険料を上乗せし納付していた際、2か月から3か月ごとに一回保険料を納付し、その金額は合計で380円から580円ぐらいであったと述べている。この点について、付加保険の制度の開始は、昭和45年10月からであり、定額保険料に付加保険料を加えて納付する場合、当初は月額800円、49年1月からは月額1,300円となり、その金額及び納付開始時期に関して、陳述と符合しない。

加えて、申立人は、国民年金に加入した時期及び付加保険料の納付開始時期についての記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情を酌み取ることはできなかった。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地であるC市D区及びA市を管轄する社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から42年3月まで

私は、A県の大学に在学していた昭和39年6月に、B県C市の実家で父が私の国民年金の加入手続をし、以後、保険料を納付していた。父は長らく地域の自治会長を務めており、当時、年金の集金にも関わっており国民年金の知識もあったと思う。時期は定かではないが、父から年金に加入しているからと言われたことを覚えている。町内の方々の保険料と一緒に私の保険料を納付していたはずであるので、上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学在学中の昭和39年6月に国民年金に任意加入し、同年6月から、厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの42年3月まで、B県C市の実家で両親が保険料を納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入状況をみると、社会保険庁の記録から、申立人が国民年金に加入した形跡は無く、申立期間は未加入期間となり、保険料を納付することはできない。また、B県C市において、国民年金被保険者名簿を調査したが、申立人が国民年金に加入した形跡は見当たらない。

また、申立人の住所地をみると、申立期間を含む、昭和38年4月から40年2月までの期間及び41年4月から48年5月までの期間は、A県D市に住民登録していたことが戸籍の附票から確認できる。この場合、この期間においては、制度上、B県C市で国民年金に加入することはできず、39年*月に20歳になった際に申立人の父親がB県C市で加入手続を行ったとする申立てとは符合しない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していたA県D市においても、国民

年金被保険者名簿を調査したが、申立人が国民年金に加入した形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、申立人の国民年金手帳を見たことが無いと陳述しているほか、申立人本人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続をしたとする申立人の父親は死亡しており、申立人の母親からも申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情を聞くことはできなかった。

このほか、国民年金の加入の可能性について、類似した氏名を含む氏名検索、B県C市及びA県D市を管轄する各社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3560

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から49年9月まで
20歳になった昭和44年*月に、A市B区役所から国民年金に加入するように通知があったので、区役所の窓口で加入手続を行い、国民年金手帳の交付を受け、毎月、集金人に保険料を納付していた。未納とされているのは納付ができないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年に国民年金の加入手続を行い、その後は、国民年金保険料を集金人に納付してきたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の手帳記号番号は、昭和49年8月に払い出されており、この手帳記号番号では、申立期間の国民年金保険料は、現年度納付できず、申立期間のうち、44年2月から46年12月までの保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立てどおり、申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号の取得が必要であるが、各種氏名検索等を行っても申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、毎月、集金人に現金で納付し領収書を受け取っていたと陳述しているが、A市では、昭和48年3月までは、国民年金手帳に印紙を貼り付ける印紙検認方式で収納しており陳述内容と符合しない。

加えて、申立人は、昭和44年2月に区役所で加入手続を行い、その時に現在所持する国民年金手帳をもらったと陳述しているが、申立人が所持する国民年金手帳の発行年月は49年6月となっており、陳述内容と符合しない。

また、申立人は、申立期間当時、月額1,000円の国民年金保険料を納付して

いたと陳述しているが、申立期間のうち、昭和44年2月から48年12月までの月額保険料は、250円から550円で陳述内容と符合しない上、申立人の記録上納付が始まった49年10月の保険料900円とおおむね符合する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほかの事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から45年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から45年1月まで

昭和37年ごろに国民年金に加入した。月100円の保険料を定期的に町内会の集金人に納付し、集金人は領収書をホッチキスで手帳に留めていた。また、私の国民年金手帳は3冊あったが、新しい手帳があれば大丈夫と思い、古い手帳2冊は処分した。

夫の年金請求時に一緒に市役所に行ったので、私の年金記録を調べたところ、昭和37年ごろの加入であるはずが、45年から加入と言われた。その時、市の職員が私の記録としてカード3枚を持って来たが、その1枚には「転出」の印があったので、転居していないことを市の職員に伝え、調べるように頼んだ。しかし、私の年金受給はまだ先のことだったので、その後に確認しなかった。

私が年金受給する歳になって、再び年金記録を確認すると申立期間の記録が納付されていないことが分かった。昭和37年ごろに加入し、今持っている手帳より前に、年金手帳を持っていたので納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年ごろに加入し、以後の保険料は定期的に集金人に納付したと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、申立人が所持する国民年金手帳の発行日から昭和45年3月12日になされたものと推定できる。この場合、37年ごろに加入したとする申立人の陳述とは符合しない上、加入手続時点では、申立期間のうち、42年12月以前の保険料については、時効の成立により、既に納付できない期間になっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時の住所地は、申立人が昭和34年7月以降に居住してから、申立期間を含めて変わっていない。この場合、申立人は継続的に集金人に納付していたにもかかわらず、新たな手帳記号番号の払い出しを受けたことになり、不自然さは否めない。

さらに、申立人の資格取得日を見ると、最初の資格取得日は昭和 45 年 2 月 1 日付け強制加入として認識されていることが社会保険庁の記録から確認できる。この場合、行政側が申立人の最初の資格取得日を同年 2 月 1 日付け強制加入と認識している限りにおいては、申立期間は未加入期間となるため、この手帳記号番号によっては、制度上、申立期間の保険料は納付できない。また、この点については、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄が昭和 44 年度から作成されている上、未加入期間となる昭和 44 年 4 月から 45 年 1 月までは、納付できない印として斜線されていることと整合している。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したところ、申立人と同姓同名による別の手帳記号番号の存在が確認されたものの、この手帳記号番号は、納付記録が無いまま取消処理されていることが、社会保険庁のオンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、ほかに申立期間に係る保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から52年3月まで

婚姻後から定期的に納付し、夫が会社を辞めた後からは、夫婦一緒に定期的に納付した。納付が大変になった時には免除を申し出たが、免除期間は後から追納した。ねんきん特別便を見たところ、定期的に納付した期間が未納と分かり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間直前の昭和45年2月に市内転居している。一方、転居地において、保険料を現年度納付するため必要な国民年金に係る住所変更手続は、転居から7年以上経過した52年8月になされていることが市の被保険者名簿の記録から確認できるとともに、この手続がなされるまでの間、市では申立人を所在不明として認識しており、同名簿に「所在不明」の記載があることから確認できる。この場合、住所変更手続時点においては、申立期間のうち、50年6月以前の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっている。また、同年7月以降については、過年度納付は可能であったものの、その場合、定期的に納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間直後の納付記録をみると、昭和52年4月から同年9月までの保険料を、住所変更手続がなされた同年8月に、まとめて納付していることが市の記録から確認でき、住所変更手続時点において、納付可能な現年度納付をまとめて行ったものと推測できる。

さらに、夫婦二人分を一緒に納付したとする申立人の夫の納付記録をみると、申立期間のうち、国民年金加入期間である昭和46年1月から53年2月までについて、申立人と同様に未納となっている。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁

のオンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの期間、57年7月から58年12月までの期間、60年4月から62年3月までの期間、63年4月から平成元年3月までの期間及び同年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から同年12月まで
② 昭和57年7月から58年12月まで
③ 昭和60年4月から62年3月まで
④ 昭和63年4月から平成元年3月まで
⑤ 平成元年4月から4年3月まで

昭和42年12月ごろに夫が会社を退職したので、私がA市役所で、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間当時はC市B区に居住していたが、私が夫婦二人分の保険料を3か月ごと定期的に金融機関で納付しており、申立期間①、④及び⑤については納付したはずである。また、申立期間②及び③については、最初、保険料を免除してもらったが、その後、追納した記憶がある。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間①及び④は未納、申立期間②、③及び⑤は申請免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年12月ごろに夫婦共に国民年金に加入して以降、申立人自身が夫婦二人分の保険料を申立期間①、④及び⑤については定期的に金融機関で納付し、申立期間②及び③については免除申請したものの、その後追納したと申し立てている。

そこで、申立期間①についてみると、この期間に後続する昭和49年1月から同年3月までの未納期間について、申立人は昭和51年度に催告され、昭和51年10月に過年度納付していることが、社会保険庁の特殊台帳から確認できる。この場合、過年度納付時点では、申立期間①については、時効の成立により、既に納付できない期間となっているほか、定期的に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、夫婦二人分を一緒に納付していたとする申立人の夫の納付記録をみると、申立人と同様、申立期間①は未納であることが、社会保険庁の同台帳から確認できる。

次に、追納したとする申立期間②及び③についてみると、双方に挟まれた昭和59年1月から60年3月までの期間については、夫婦共に平成6年1月11日に追納申出を行っていることが、社会保険庁のオンライン記録から確認できるものの、申立期間②及び③については、追納申出がなされた形跡は見られない。また、この追納申出の時点では、申立期間②については時効の成立により、既に追納できない期間になっている。

次に、申立期間④及び⑤についてみると、申立期間④については、夫婦共に平成2年9月10日に催告を受けていることが、社会保険庁のオンライン記録から確認でき、定期的に夫婦二人分の保険料を納付していたとする陳述とは符合しないほか、免除申請が却下されていることが、申立人の夫に係る区の被保険者名簿から確認できる。また、申立期間⑤については、夫婦共に、申請免除の記録であることが社会保険庁のオンライン記録から確認できるとともに、この期間について、免除承認されていることが、申立人の夫に係る区の被保険者名簿から確認できる。これらの点を踏まえると、申立人夫婦には、当時、保険料を納付できない何らかの事情が介在していたと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和56年1月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から58年12月まで
昭和55年11月に妻が市役所で国民年金の加入手続をして、以降は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。
納付場所、納付金額及び納付方法についての記憶は無いが、昭和56年及び57年の確定申告書(控)には国民年金保険料の納付金額が記載されており、申立期間の保険料は納付されているので未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和56年及び57年の確定申告書(控)に国民年金保険料の金額が記載されていることから、保険料は納付しているはずであると申し立てている。

そこで、申立人が所持する確定申告書(控)を見ると、昭和56年分には同年に支払ったとされる夫婦二人分の定額保険料に相当する金額が、57年分には同年に支払ったとされる一人分の定額保険料に相当する金額が計上されている。一方、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻の納付記録をみると、申立期間に係る3年度、延べ21か月について、現年度納付はなされず、それぞれ翌年度に催告されていることが特殊台帳から確認できるほか、納付済期間については、付加保険料も併せて納付していることが同様に確認できることから、前述の確定申告書(控)に計上されている金額は、実際の納付状況とは整合しない。

また、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたとする昭和55年11月以降、61年3月までの間について、申立人夫婦の納付記録を見ると、申立人は申立期間前後を含めすべて未納となっているのに対し、妻は、納付期間、未納期間が混在しており、夫婦の納付状況は明らかに相違している。

さらに、申立期間は4年度にわたる36か月に及び、これほど長期間、行政側が事務的処理の誤りを継続するとは考え難い。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について、直接関

与していないほか、保険料を納付していたとする妻も納付方法、納付場所及び納付金額についての記憶が定かではない。

そのほか、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付を示す周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月から50年12月まで
私は、姉に勧められて、昭和44年6月ごろにA市B区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。当時は、区役所の近くに住んでいたため、私が送付されてきた納付書を持って毎月区役所へ行き、夫婦二人分の保険料を窓口で一緒に納付してきたのに、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年6月ごろに夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書により、申立人が夫婦二人分の保険料をA市B区役所の窓口で毎月納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人が昭和50年2月にB区からC市に転居した約1年後の51年1月に、C市において申立人の夫と連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに申立人及びその夫に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定されることから、申立期間の保険料を転居前のB区役所の窓口で毎月納付することができなかったものと考えられる。また、この時点において、申立期間のうち、50年3月以前の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わないC市役所の窓口においても納付することができなかったものと考えられるとともに、申立期間のうち、同年4月から同年12月までの保険料は、さかのぼって現年度納付が可能であるが、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している上、申立人及びその夫に係る社会保険庁の納付記録をみると、ともに加入手続が行われたとみられる51年1月の保険料から納付を開始していることが確認できる。

また、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を転居前のB区役所の窓

口で、毎月現年度で納付するためには、同区において別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、同区を管轄するD社会保険事務所に出向いて、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその夫に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立期間のうち、昭和48年3月以前のA市における国民年金保険料の徴収方法は、申立人の記憶する納付書方式では無く、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であったことから、当時の実態と符合せず、申立人が、申立期間において区役所の窓口で毎月納付してきたとする保険料は、国民年金保険料以外の保険料であった可能性も否定できない。

さらに、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたとする申立人の夫も、申立期間は未納となっている上、申立期間は6年7か月に及び、このような長期間にわたり、納付記録が夫婦同時に、かつ、連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から48年3月まで

私は、昭和47年1月に会社を退職し、実家のA県B市から兄の住むC県へ転居した。そのころから私が結婚した昭和56年12月まで、実家の母が私の保険料を納付していた。

結婚の際に、母から国民年金手帳を渡されたが、その中に、保険料を納付した領収証書と一緒に、領収印の無い申立期間の納付書があった。

私は、領収印の無い納付書が、納付済みの領収証書の中に含まれていることについては、最近まで知らなかったが、年金手帳を受け取る際、母からは、保険料をすべて納付していると聞かされており、納付していないものを納付していると言う母ではないので、申立期間の保険料についても納付しているはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立人の実家であるA県B市において昭和48年10月29日に発行され、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日とも符合していることから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間の保険料は、過年度保険料であり、申立人の保険料を納付していたとする実家の母親は、基本的に社会保険事務所が発行する納付書を用いて金融機関で納付する以外に納付することができなかったものと考えられる。

しかし、申立人の所持する申立期間に係る社会保険事務所の納付書を見ると、3枚複写である1枚目の「納付書・領収証書」、2枚目の「領収控」、3枚目の「領収済通知書」がすべて残っており、それぞれに金融機関の領収印が無いことから、この納付書を用いて、申立期間の保険料を納付していたものとみるのは困難である。

また、申立人は、申立期間当時、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親も既に亡くなっているため、当時の具体

的な納付状況は不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、申立人は、申立期間後である昭和 48 年 4 月以降に係る当時の B 市が発行した現年度保険料の領収証書を所持しており、これには同市の現金取扱員の領収印が確認できることから、申立人の母親は、同市の集金人又は同市役所の窓口において、申立人の保険料を納付していたものと考えられる上、申立人が結婚した 56 年 12 月まで保険料を完納していることなどを踏まえると、申立人が母親からすべて納付していると聞かされていたとする保険料は、申立期間後の当該現年度保険料であったものとみるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年12月まで

私は、昭和44年12月に会社を退職後、仕事のためにA市B区からC県D市へ転出し、D市役所で転入届と同時に、国民健康保険の加入手続きを行ったが、職員から国民年金に加入しないと国民健康保険に加入できないと言われ、国民年金に加入した。その時、市役所窓口で年金手帳を受け取ったと思うが、その手帳については現在所持していない。

私自身が申立期間の保険料を納付した記憶は無いが、昭和45年分及び46年分の確定申告書(控)に、国民年金保険料を納付した旨の記載があるので、おそらくD市で下宿していた時の大家が、家賃等の中から私の国民年金保険料を納付してくれていたのではないかと思う。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、申立人自身が納付した記憶は無いが、申立人の所持する昭和45年分及び46年分の確定申告書(控)に国民年金保険料を納付した旨の記載があるので、当時下宿していた大家が、家賃等の中から申立人の国民年金保険料を納付してくれていたのではないかと思うと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人がC県D市からA市B区に再転入したとする昭和47年7月の約1年後である48年6月1日にB区において払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立期間の保険料は、この手帳記号番号では、申立期間の確定申告書(控)に記載された転入前のD市において、申立期間中に現年度納付することができなかつたものと考えられる。

また、当該確定申告書(控)の記載どおり、申立期間の保険料をD市において、申立期間中に現年度納付するためには、同市において別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、同市を管轄するE社会保険事務所において、

申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、昭和45年分の確定申告書(控)に記載された国民年金保険料の控除額は、実際の年間保険料額と一致しない上、当時は、確定申告に際し、国民年金保険料の領収証書の提示等は義務づけられていなかったものである。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から41年12月までの期間及び55年1月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から41年12月まで
② 昭和55年1月から57年3月まで

昭和39年7月に会社を退職後、年金の空白期間を無くすようにするために、国民年金の手続を妻の分と一緒にしたが、手続時期、場所及び手続方法等についてははっきりとは覚えていない。

申立期間①の保険料の納付については、納付時期、納付場所及び納付方法等についてははっきりとは覚えていないが、夫婦二人分を一緒に、集金人又は区役所のどちらかで納付したはずであり、未納であるはずはない。

申立期間②については、昭和54年12月、事情により経営していた店舗を失ったため、当該期間のうち、55年1月から同年12月までの期間についてのみ国民年金保険料の免除申請をしたが、その数年後、役所から納付を勧める連絡を受けたので、6万円ほどの金額を一括して追納した。

昭和56年からは仕事も再開できていたので、申立期間②の保険料については、追納又は納付しているはずである。

また、平成20年11月ごろに、社会保険事務所から1年間の保険料を還付する旨の連絡があり、内容について詳しい説明もなく、よく理解できないまま、還付金を受け取ってしまった。申立期間②の保険料が免除のままとなっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和39年7月に会社を退職後、国民年金の加入手続を妻の分と一緒にに行ったと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日に国民年金未加入者に対する特別適用対策事業として職権で払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立

期間①のうち、39年7月から41年3月までの保険料は過年度保険料となり、制度上、集金人及び区役所で納付することはできない。

また、申立人が所持している国民年金手帳を見ても、昭和41年4月から同年12月までの検認欄に検印の事跡は無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間①については、一緒に夫婦二人分の保険料を納付したとする妻も未納になっている上、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等に関しての記憶が不明確であり、申立人から保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

次に、申立期間②の免除申請について、申立人は、当該期間のうち、免除申請していた昭和55年1月から同年12月までの保険料として一括して6万円ぐらいを追納したと申し立てている。

そこで、社会保険事務所の記録をみると、平成4年4月1日に、申立期間直後の期間に当たる昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料として6万2,640円を追納していることが確認でき、申立人主張の追納は、この時に納付した保険料のことと考えられるところ、当該期間の保険料は、平成20年になって既に現年度納付済みであったことが判明したとして、21年4月13日付けで申立人に還付されているものの、当時の事務処理に適正さを欠く点があったことは否めない。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和56年1月から57年3月までの期間については、免除申請した記憶は無いと申し立てているが、社会保険事務所の免除承認記録に不自然さは無く、当該期間の記録が事実と反した記録であるとは考え難い。

さらに、申立人から申立期間②の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年7月から41年12月まで
国民年金の加入手続及びその後の国民年金保険料については、すべて夫に任せていたので分からないが、夫が昭和39年7月に会社を退職後、国民年金の手続をしたうえで、保険料もいつもきちんと納付してくれていたはずであるので、未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が昭和39年7月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料も一緒に納付してくれていたと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、41年6月1日に国民年金未加入者に対する特別適用対策事業として職権で払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、39年7月から41年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人及び区役所で納付することはできない。

また、申立人が所持している国民年金手帳を見ても、昭和41年4月から同年12月までの検認欄に検印の事蹟^{じせき}は無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、国民年金保険料納付等を担っていた申立人の夫の加入手続及び申立期間の保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等についての記憶は不明確であり、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成9年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から平成9年4月まで
昭和60年4月に会社を退社後、すぐに別の会社に就職し、その会社から国民健康保険料、国民年金保険料、雇用保険及び源泉所得税を控除されていた。

国民年金への加入手続については、亡くなった母が行ってくれ、年末調整なども行ってくれていたはずである。

納付に係る詳細は分からないが、源泉徴収票の各種社会保険料の控除額及び国民健康保険料の納付額に差額があれば、申立期間の国民年金保険料が控除されていたと分かるはずである。

申立期間に係る保険料を納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月に転職し、国民年金保険料については、会社が毎月給与から控除していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の資格記録をみると、申立人は、基礎年金番号導入後の平成9年8月17日に国民年金被保険者資格を初めて取得しており、申立期間は国民年金未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人が勤務していた会社の元責任者2人は、当該会社は厚生年金保険適用事業所となっていたことから、従業員の給与から国民年金保険料を控除し、納付する便宜を図るようなことは無いと回答しており、申立内容と符合しない。

なお、申立人の住所地を管轄する税務署では、申立期間当時の関係書類は、既に保存期間が経過し廃棄されているため確認できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

た。

加えて、申立期間は145か月に及んでおり、これほど長期間にわたって保険料収納及び記録管理において事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、国民年金加入手続等については直接関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の母親は既に他界しており、申立期間の保険料納付をめぐる事情をくみ取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3571

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年2月までの国民年金保険料(付加保険料を含む。)については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から49年2月まで

私は、サラリーマンの妻でも国民年金に加入でき、付加保険料も納付できると聞いたので、昭和46年1月に友人Aと共にC区役所に出向き、国民年金への加入と、定額保険料と付加保険料を納付する手続きをした。

しかし、社会保険事務所の記録では、友人Aはきちんと昭和46年1月から加入しているのに、私は49年3月から加入したことにされている。

申立期間に係る保険料を納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月にC区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の定額保険料及び付加保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年3月10日にD市で払い出されており、また、同市の被保険者名簿及び収滞納一覧表を見ても、申立人の任意加入及び付加年金加入日は同年3月19日とされていることから、この時点において、制度上、申立期間の国民年金保険料をE市C区の集金人に納付することはできない。

また、申立人が一緒に昭和46年1月にC区役所で加入したとしている友人Aの国民年金加入記録をみたところ、同氏の国民年金手帳記号番号は同年2月27日にC区で払い出されているものの、付加年金への加入履歴は認められず、申立内容と符合しない。

一方、申立人と同じD市に居住していた友人Bの国民年金加入記録をみたところ、同氏は同市において申立人と連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けて任意加入しており、申立人と同一日に付加年金への加入手続きも行っていることが確認できることから、申立人は友人Aと友人Bとを混同して記憶している可能性が高い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は39か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年12月から45年3月まで
昭和41年6月ごろに、A区役所の職員が自宅に来られ、20歳を過ぎていて厚生年金保険が喪失している人は、国民年金に加入しないといけなと言われ、その場で加入手続を行った。

国民年金保険料月額が確か200円で、10年分の保険料を前納すると少し割引できると言われたが、当時は25歳で年金を受給できるのはあまりにも先のことなので、3年分又は5年分の保険料を前納すると、領収書はもらえなかったが、年金手帳を何ページか切り取られたことを覚えている。

母が国民年金に加入したいと申し出たが、60歳を超えており加入できなかったことも覚えている。

申立期間当時の家業はA業で母と二人で手広くしており、手元にはいつも10万円ぐらいのお金があり、保険料を納付できないような経済状況では無かった。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に前納したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日に払い出されており、申立期間のうち、40年12月から41年3月までの期間は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立人は、国民年金保険料を前納すると、年金手帳を何ページか切り取られたと申し立てているが、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和41年度から44年度までの印紙検認欄に検認印が押されておらず、また、印紙検認台紙は切り取られているものの、印紙検認台紙の割印を見ると、「B地方」との印字が確認でき、ほかの期間欄に押印されている「C市」の印と酷似していることから、申立人がC市に居住していた時に、押印された可能性が高い。

さらに、申立人が昭和41年6月1日に国民年金加入手続を行い、仮に3年分の国民年金保険料を前納したとした場合、当初の保険料月額が100円であるが、42年1月からは200円、44年1月からは250円と上がっていることから、それぞれ差額保険料の徴収がなされるはずであるが、申立人は差額保険料を徴収されたことは無いと陳述している。

これらのことから、申立人は、昭和41年6月1日にA区役所職員により、国民年金の加入勧奨を受けて、加入手続を行ったものの、保険料納付は行わず、その後、47年5月から49年5月まで居住していたC市の集金人によって、時効により保険料が納付できない昭和41年度から44年度までの印紙検認台紙に割印がなされた上、切り取られたものとするのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 1 日から 10 年 1 月 31 日まで

私は、昭和 59 年 12 月 1 日から平成 10 年 2 月 * 日（破産宣告日）まで A 社で役員として勤務していた。

平成 10 年 2 月に A 社が厚生年金保険適用事業所では無くなる旨の手続を行った際、社会保険料の滞納処理のため、社会保険事務所の職員の指導により、8 年 6 月から 9 年 3 月までの期間の標準報酬月額を 59 万円から 9 万 8,000 円に、また、同年 4 月から同年 12 月までの期間の標準報酬月額を 41 万円から 9 万 8,000 円に^{そきゅう}遡及して引き下げた。

滞納処理のため、便宜上標準報酬月額を遡及して引き下げたものの、申立期間の給与支給額は引き下げ前の標準報酬月額どおりであり、当該標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間に係る標準報酬月額を引下げ前の金額に再度訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 8 年 6 月から 9 年 3 月までの期間は 59 万円、同年 4 月から同年 12 月までの期間は 41 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所では無くなった日（平成 10 年 1 月 31 日）より後の 10 年 2 月 23 日に、申立期間の全期間について遡及して 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、当該遡及訂正は、過去 2 回（平成 8 年 10 月 1 日及び 9 年 10 月 1 日）の標準報酬月額の定時決定及び 1 回（平成 9 年 4 月 1 日）の随時改定を超えて行われているほか、平成 9 年 4 月 1 日の随時改定については取消処理されていることが確認でき、不自然な処理が行われ

ていることが認められる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿によると、申立人は申立期間中の平成9年7月30日から破産宣告を受ける12年2月25日まで同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務は私と事務員一人が担当していたが、社会保険料の滞納処理については、私が社会保険事務所の担当者と交渉していた。同担当者の『標準報酬月額をさかのぼって引き下げることにより滞納額を減らすことができる。』との説明に従い、社員のうち私の標準報酬月額について遡及引下げの届出を行った。」旨陳述していることから、申立人は、A社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額に係る引下げの届出を行っていたものと認められる。なお、社会保険事務所が保管する不能欠損整理簿によると、A社は平成11年5月11日付けで延滞金を残したままと不納欠損処理されていることが確認できる。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る引下げの届出を行いながら、当該処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月から同年 10 月 28 日まで
② 昭和 30 年 11 月 28 日から 33 年 7 月 23 日まで
③ 昭和 33 年 9 月から 34 年 7 月 1 日まで

私は、中学校を卒業後、1年ぐらいいしてから、A市に所在するB社（現在は、C社。）のD部に半年間程度勤務していた。社会保険庁の記録によると、同社における勤務期間が昭和30年10月28日から同年11月22日までの1か月間しか見当たらず、入社した同年5月ごろから同年10月28日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

昭和33年7月23日にE社を退職し、1か月か2か月後にF事業所（現在は、G社。）に入社し、1年半から2年近く勤務していた。社会保険庁の記録によると、同事業所における勤務期間が34年7月1日から同年11月14日までとされているが、同事業所には33年9月ごろから入社しているはずであり、入社した同年9月ごろから34年7月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間③）。

また、社会保険庁の記録によると、昭和30年11月28日から33年7月23日まで勤務したE社における厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとされている。当時、会社から何の説明も無く何かの紙を渡され、銀行にお金を取りに行くように言われて、1万円ぐらいい受け取った記憶があるが、これが脱退手当金かどうかは分からない。私としては、脱退手当金として受け取った覚えが無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認め

てほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に同社に勤務していたことが確認できる同僚のうち一人が申立人について記憶していたものの、当該同僚は、申立人の被保険者記録がある期間も勤務している上、「申立人の入社時期は覚えていない。」旨陳述しているため、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できない。

また、社会保険事務所が保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、同社では昭和29年は1月20日から同年9月6日までの間において4月を除く毎月、一人から二人の被保険者資格の取得者が確認できるところ、同年9月7日以降は、30年9月26日まで約1年間被保険者資格の取得者が見当たらず、同日に26人が一括して被保険者資格を取得していることが確認できる。さらに、このうちの一人から、「自分が入社したのは昭和30年6月ごろであった。」旨陳述が得られたことから、当時、同社では、29年9月7日以降に入社した者について、30年9月26日に一括して被保険者資格の取得を行ったことが推測される。

加えて、C社は、「申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失手続の状況について、当時のことを知る社員もおらず、資料も残っていないため不明である。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間③については、社会保険事務所が保管するF事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に同事業所に勤務していたことが確認できる同僚のうち一人が申立人について記憶していたものの、当該同僚は、申立人の被保険者記録がある期間も勤務している上、「申立人の入社時期は覚えていない。」旨陳述している。

また、申立人は、同僚及び上司の名前を覚えておらず、申立人の陳述以外に、申立人が申立期間において、F事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は確認できない。

さらに、G社は、「申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失手続の状況について、当時のことを知る社員もおらず、資料も残っていないため不明である。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和33年8月15日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、E社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計10ページのうち、脱退手当金の受給要件を満たし、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に資格を喪失した女性16人について、脱退手当金支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め11人みられ、その全員が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、当該被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 1 日から 10 年 2 月 25 日まで

私は、代表取締役としてA社を経営していたが、社会保険料を滞納していたので、時期は覚えていないが、社会保険事務所の担当者と話し合いをした。その際、滞納金を支払える見込みが無い旨を告げたところ、当該担当者から、「それでは、社会保険を切りましょう。」との提案があった。法人であり、社会保険から脱退することはできないと思っていたが、滞納金が無くなればよいと思い、社会保険事務所の担当者がその場で、滞納金が無くなるように計算して作成した月額変更届、資格喪失届及び適用事業所全喪届に押印した。

当時、事業は継続中で、月 50 万円の役員報酬を受け取っていたが、月額変更の結果、標準報酬月額が 20 万円に引き下げられている。

社会保険料を滞納したことは自分にも責任はあると思うが、社会保険事務所の対応にも納得できないので、申立期間に係る標準報酬月額を変更前の金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 9 年 3 月から同年 7 月までの期間は 59 万円、同年 8 月から 10 年 1 月までの期間は 50 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所では無くなった日（平成 10 年 2 月 25 日）から 8 日後の同年 3 月 5 日付けで、申立期間の全期間について遡^{そきゅう}及して 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、当該遡及訂正は、過去の標準報酬月額の随時改定（平成 9 年 8 月 1 日）を超えて行われているほか、当該随時改定が取り消されていることが確認でき、不自然な処理が行われていることが認められ

る。

さらに、A社に係る決算報告書によると、平成9年5月1日から10年4月30日の期間における申立人の役員報酬は600万円(1か月当たり50万円)であることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿によると、申立人は平成6年11月28日から現在に至るまで同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「標準報酬月額の変更訂正に係る月額変更届及び資格喪失届等を作成したのは社会保険事務所の担当者であるものの、自ら当該書類に押印した。」旨陳述していることから、申立人は、A社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の訂正処理に同意していたものと認められ、申立期間に係る平成10年3月5日付けの処理に関しても、社会保険事務所が代表取締役であった申立人の一切の関与も無しに、無断で行ったものと認めることはできない。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月1日から平成5年3月4日まで

A社に勤務していた期間の昭和62年2月1日から平成5年3月4日までの期間の標準報酬月額が、同社が厚生年金保険の適用事業所では無くなった直後に、9万8,000円に^{そきゅう}遡及訂正されている。同社では設立時（昭和60年3月11日）から代表取締役役に就任し、約40万円の報酬を得ていたが、標準報酬月額を遡及して引き下げる手続を行った記憶は無い。

申立期間について、標準報酬月額を実際の報酬額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所では無くなった日（平成5年3月4日）から6日後の同年3月10日付けで、申立期間の全期間について遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、「平成4年ごろから会社経営がひっ迫し始め、5年4月には銀行取引停止になった。」旨陳述しているところ、社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所では無くなった時に同社に勤務していた社員12人（申立人を除く。）のうち、8人について、申立人と同時に標準報酬月額の遡及訂正が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿によると、申立人は、同社設立当時の昭和60年3月11日から同社が解散する平成14年12月3日まで、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険関係事務については、平成2年ごろから社外の

者に委託しており、厚生年金保険の適用事業所では無くなる旨の手続も委託先に任せていたが、被保険者資格の喪失手続に関する書類は見ていたと思う。さらに、経理関係事務については、すべて自らが確認を行っていた。」旨陳述している。

加えて、社会保険庁の記録によると、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理日は平成5年3月11日（被保険者資格の喪失日は、平成5年3月4日。）となっているが、遡及訂正は当該処理日の前日である同年3月10日に行われていることから、被保険者資格の喪失手続と一体として行われたものと推測されることを踏まえると、申立人は、A社の代表取締役として標準報酬月額に遡及訂正に関与していなかったとは考え難い。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から 12 年 4 月 30 日まで

私は、昭和 62 年から平成 12 年まで A 社に勤務し、7 年からは代表取締役であった。また、10 年ごろからは 1 か月に 43 万円の報酬を受け取っていた。

社会保険庁の記録によると、代表取締役として月額変更届を提出した覚えが無いにもかかわらず、平成 9 年 4 月から 12 年 3 月までの期間の標準報酬月額が 10 万 4,000 円に訂正されている。

当時、社会保険関係事務は事務員と社会保険労務士に任せていたが、自分の給与を引き下げた事実無く、標準報酬月額が訂正された理由に心当たりはない。社会保険料及びその他公租公課を滞納したことは一切無く、会社の資産についても全く問題は無かった。

社会保険庁の記録には納得できないので、申立期間にかかる標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 9 年 4 月から 11 年 1 月までの期間は 32 万円、同年 2 月から 12 年 3 月までの期間は 44 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所では無くなった日（平成 12 年 4 月 30 日）から約 1 か月後の同年 6 月 5 日付けで、申立期間の全期間について遡^{そきゅう}及して 10 万 4,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人が保管している A 社発行の平成 10 年 4 月分から 12 年 2 月分までの給与明細書によると、申立人は、10 年 4 月から同年 9 月までの期間は 32 万円（厚生年金保険料控除額 2 万 7,760 円）、同年 10 月から 12 年 2 月までの期間は 43 万円（厚生年金保険料控除額 3 万 8,170 円）の給与を支給されてお

り、控除されている厚生年金保険料は遡及訂正前の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿によると、申立人は平成7年5月31日に同社の代表取締役役に就任し、同社が厚生年金保険の適用事業所では無くなった日（平成12年4月30日）までその地位にあったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る滞納処分関係資料によると、厚生年金保険の適用事業所では無くなる直前の平成12年3月1日現在、同社は約700万円の社会保険料を滞納しており、最終的に14年3月4日付けで約490万円が不納欠損処理されているほか、消費税、法人税、労災保険料及び雇用保険料の公租公課の滞納並びに従業員に対する賃金未払いが確認でき、当時の同社社員から、「平成11年後半から12年2月までの約3か月から4か月間賃金が支払われなかったため、B法人から賃金の立替払いを受けた。」旨陳述が得られた。

さらに、申立期間当時、A社から社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士から、「A社は、平成11年ごろから事業がうまく回らなくなり、毎月の社会保険料の支払いも遅れるようになった。社会保険料の滞納返済計画の件で社会保険事務所に出向いた際、同事務所職員から、『滞納額を減らす方法で、やむを得ず、こんなやりかたもあります。』』というような示唆があった。当然そのことは社長である申立人にも相談をし、申立人は最終的に遡及訂正手続に同意している。申立人に係る喪失届は本人が作成したはずである。」旨陳述を得た。

加えて、社会保険事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届には、A社の住所、会社名及び事業主名のスタンプ印並びに代表者印が押されていないことが確認できることを踏まえると、遡及訂正が行われた当時、同社は社会保険料の納付に苦慮していた状況がうかがえるが、社会保険事務所が、代表取締役である申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で標準報酬月額の遡及訂正処理を行ったと認めることはできない。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 2 月 1 日から 11 年 8 月 31 日まで

社会保険庁の記録によると、私が事業主として経営していたA社における平成 9 年 2 月 1 日から 11 年 8 月 31 日までの期間の標準報酬月額が最低額の 9 万 2,000 円に引き下げられている。

当時、私は、月に 60 万円程度の報酬を得ており、標準報酬月額を引き下げる手続を行った覚えも無いので、申立期間に係る標準報酬月額を実際の報酬額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所では無くなった日（平成 11 年 8 月 31 日）の前後 3 回（平成 11 年 2 月 10 日、同年 9 月 21 日及び同年 11 月 9 日）にわたり^{そきゅう}遡及訂正され、最終的に、申立期間の全期間について遡及して 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、当該遡及訂正は、過去 2 回（平成 9 年 10 月 1 日及び 10 年 10 月 1 日）の標準報酬月額の時決定を超えて行われているほか、月額変更が 4 回（平成 9 年 2 月 1 日、同年 4 月 1 日、10 年 5 月 1 日及び 11 年 8 月 1 日）新たに追加され、そのうち 2 回（平成 9 年 4 月 1 日、10 年 5 月 1 日）については、その後の遡及訂正で取り消されていることが確認でき、不自然な処理が行われていることが認められる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿によると、申立人は平成 7 年 12 月 18 日の会社設立時から 11 年 8 月 20 日の解散時まで同社の代表取締役役に就任しており、解散後は清算人となっていることが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務は、当初から私が担当していた。当時、数

か月分の社会保険料の滞納があり、社会保険事務所から呼出しを受けた際、同事務所が作成した書類に押印を求められたため応じた。それ以後保険料の督促が無くなったが、押印した書類について内容の説明は無く、何の書類であったかは分からない。当時、私には社会保険料を遡及して引き下げる手続を行った認識は無く、押印した後何の連絡も無かったので、後は社会保険事務所が私に断り無く処理したものだと思う。」旨申し立てしているところ、文書に押印した者は、特別の事情が無い限りその文書が表示しているとおりの意見を表示したものと推定されるところ、特別の事情の有無についてみると、申立人は会社の代表者であり、社会保険関係事務も自ら処理していたことからすると、社会保険関係の書類については相応の知識がある者というべく、ほかに特段の事情を認めることはできない。さらに、申立期間に係る遡及訂正処理に関しても、社会保険事務所が代表取締役であった申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 24 年 1 月 21 日まで
厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社B事業所に勤務していた昭和 19 年 10 月 1 日から 24 年 1 月 21 日までの期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、支給済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 24 年 2 月 25 日に支給決定されていることが確認できるほか、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号をみると、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために、記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 2 日から同年 7 月 29 日まで
② 昭和 34 年 9 月 12 日から 38 年 7 月 21 日まで

社会保険庁の記録によれば、A社及びB社の厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとされている。

脱退手当金を請求したことは無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和38年8月30日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人のB社に係る記号番号は、支給決定された29日後の昭和38年9月28日にA社に係る記号番号と重複取消処理が行われていることが確認できることを踏まえると、脱退手当金の請求手続に併せて行われたと考えるのが自然である。

また、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月から 36 年 12 月まで

私は、昭和 33 年 4 月から A 社に勤務していたが、同社が倒産同様の状態になり 35 年 8 月に退職した。その後、同社が B 社として事業を再開したので、同年 12 月から再び勤務するようになった。

しかし、社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B 社における厚生年金保険被保険者期間は昭和 36 年 12 月からとなっているが、申立期間についても、同社で勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している香典帳の記載内容及び同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が、昭和 36 年 10 月より前から B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和 36 年 4 月から 37 年 11 月までの期間に資格を取得した従業員 29 人のうち、申立人を含む 15 人について、資格取得日を 10 日から約 7 か月さかのぼる^{そきゆう}遡及訂正が行われており、申立人については、同年 9 月 4 日に、資格取得日を同年 3 月 10 日から 36 年 12 月 15 日に遡及訂正されていることが確認できる。

このことについて、その当時、B 社の管理職であった複数の者は、「昭和 36 年又は 37 年ごろ、会社は経営が苦しく、36 年ごろに雇い入れた従業員の厚生年金保険の加入手続が遅れてしまい、会社に余裕が出てからさかのぼって正しい資格取得日に訂正したものと思われる。申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除していなかったはずであり、もし申立期間の厚生年金保険料を控除

していたのであれば、資格取得日を35年12月までさかのぼって訂正していたと思われる。」と陳述している。

また、前述の被保険者名簿を見ても、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 60 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

もし、A社で厚生年金保険の加入記録が無ければ、同社の親会社であるB社で厚生年金保険に加入しているかもしれない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳及び賞与支給対象期間勤務日数表から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社から提出された昭和 59 年及び 60 年の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に申立人の氏名は無い。

また、A社から提出された賞与台帳によると、申立人の賞与から申立期間における健康保険料が控除されていないことが確認できるところ、同社の当時の経理担当者は、「申立期間当時は希望者のみ社会保険に加入させていたが、賞与から健康保険料が控除されていない者は、社会保険には加入させていないはずである。」と陳述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、申立人は、A社で厚生年金保険の加入記録が無ければ、同社の親会社

であるB社で厚生年金保険に加入しているかもしれないとしているが、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、同社には、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の関係資料は保管されていない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 50 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額が 6 万円となっている。当該期間においても前と変わらず 20 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録をみると、申立人の 20 万円であった標準報酬月額は、随時改定によって昭和 50 年 2 月 1 日から 6 万円に（受付日は、昭和 50 年 2 月 21 日。）、同年 8 月 1 日から 20 万円に（受付日は、昭和 50 年 9 月 6 日。）、それぞれ改定されていることが確認できるが、いずれも遡及訂正等不審な点は見当たらない。

また、A社は昭和 54 年に解散しており、元事業主などの役員は死亡等により連絡が取れず、申立期間に、申立人が控除されていた保険料の額を確認することはできない。

さらに、A社が成立した当時の取締役は申立人を含む 5 人であったところ、ほかの 3 人の取締役についても、20 万円であった標準報酬月額が、随時改定によって昭和 50 年 2 月 1 日から 6 万円に（受付日は、昭和 50 年 2 月 21 日。）、同年 8 月 1 日から 20 万円に（受付日は、昭和 50 年 9 月 6 日。）、それぞれ改定されていることが確認でき、同社が 4 人の取締役について同様の手続を同時に行ったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間も、それ以前と同様に 20 万円の標準報酬月額

に基づく厚生年金保険料を控除されていたと申し立てているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4776

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月23日から同年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について記録が無い旨の回答をもらった。

A社には昭和57年10月1日に入社してから平成8年12月31日の退職日まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社（現在は、B社。）で、昭和57年10月1日から平成8年12月31日まで継続して勤務していたことは、雇用保険加入状況及び複数の同僚の証言から確認できる。

しかし、A社が保管する労働者名簿を見ると、申立人が申立期間においてはパート勤務であったことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は、「パートは厚生年金保険に加入させていなかった。」と陳述している。

さらに、A社が加入していた、C健康保険組合は、「当時の資料は無い。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認ができない。

なお、申立人の申立期間に係る在職老齢年金は、支給停止が解除され全額支給となっていることから、申立期間においては厚生年金保険に加入していないことが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月 5 日から 51 年 10 月 23 日まで
② 昭和 58 年 3 月 30 日から平成 2 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間についても同社で勤務し、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②もA社で勤務し、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の申立人の夫に係る厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録から、申立期間①の大半及び申立期間②を含む昭和 50 年 4 月 30 日から平成 2 年 6 月 1 日までの期間について、申立人はその夫が加入する政府管掌健康保険の被扶養者となっており、また、申立期間②中の昭和 61 年 4 月 1 日から平成 2 年 6 月 1 日までの期間について、申立人は国民年金の第 3 号被保険者であったことが確認できることから、申立人は申立期間①及び②に厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、A社は、平成 5 年 2 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主も死亡しているため、同社及び事業主から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の記録に不自然な点はうかがえない上、当該被保険者原票以外に、申立人の氏名が記載された被保険者原票は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月ごろから 41 年 7 月ごろ

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間が厚生年金保険被保険者期間とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断すると、申立期間当時、申立人はA社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、同社は昭和40年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間は適用事業所となる前の期間に当たる。

また、A社は平成9年2月15日に解散している上、当時の役員も所在不明であるため、事業主等から保険料控除について確認することができないほか、上記被保険者名簿において申立期間中に資格を取得し、所在が確認できた同僚31名に照会を行い、22名から回答があったものの、申立人の申立期間における保険料控除等について具体的な陳述を得ることはできなかった。

一方、申立人がA社において同じB業務従事者の同僚であったとして名前を挙げた複数の同僚のうち、同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる者は1名である上、当時の同僚からは、「A社は当時経営が苦しかったので、同じ社長が別に経営していたC事業所時代から勤務し、同社に移籍してきた者を優先して厚生年金保険に加入させていた可能性がある。」旨陳述が得られたことなどから判断すると、当時、同社ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による

検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間における保険料控除について明確な記憶は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月25日から33年3月1日まで

私は、A社B支店に昭和30年5月1日から33年2月末日まで勤務したが、社会保険事務所に私の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社B支店に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が昭和30年8月25日になっているが、同社を退社してすぐにC社に就職したので、申立期間はA社B支店に勤務していたはずであると申し立てている。

しかし、A社は、昭和44年10月31日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、59年12月2日には解散しているため、事業主及び役員の所在が不明であり、事業主等から、申立人の同社における退職日及び勤務期間について確認することができない。

また、申立期間当時、A社B支店で勤務していた同僚は申立人を記憶していない上、当該同僚は、「当時、A社B支店には全員で5名程度しかおらず、自分より年少の者はいなかった。私より5歳も年下である申立人は、当時、在籍していなかった。」旨陳述している。

さらに、上記のとおり、A社は昭和59年12月に解散しており、同社の事業主から申立人の申立期間における保険料控除等について確認することができないほか、申立人が名前を挙げた同僚の所在が不明であることから、これらの者からも申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について確認することができなかった。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえないほか、社会保険庁の記録にお

いて、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

一方、申立人は、A社を退社してすぐにC社に就職したと申し立てていることから、申立人は申立期間において同事業所に勤務していた可能性も考えられる。

しかし、C社は、昭和40年5月10日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主等の連絡先が不明であることから、事業主等から申立人の同事業所における勤務状況及び厚生年金保険の加入等について確認することができない。

また、申立期間当時、C社で勤務していた者のうち、申立人を記憶している者は確認できなかった。

さらに、社会保険庁の記録によると、C社の厚生年金保険の新規適用日は昭和31年10月1日であり、申立期間のうち、30年8月25日から31年9月30日までの期間は同事業所が適用事業所となる前の期間に当たる。

加えて、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な点もうかがえないほか、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

このほか、C社において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 12 日から 39 年 2 月 1 日まで

私は、A社で昭和 38 年 9 月 12 日から 39 年 6 月 1 日まで臨時雇用員として勤務した。しかし、同年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの厚生年金保険加入記録はあるが、申立期間の記録が欠落している。入社してから同じ職場でずっと勤務していたので、申立期間が未加入期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社での在職については、同社の人事記録により、申立人は申立期間において臨時雇用員として在職していたことが確認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 38 年 11 月 1 日であり、申立期間のうち、同年 9 月 12 日から同年 11 月 1 日までの期間は、同社が適用事業所となっていない期間に当たる。

一方、A社では、「臨時雇用員等社会保険事務処理規定」を定め、昭和 38 年 12 月以降、臨時雇用員等が厚生年金保険に加入する道が開かれ、それ以降、事業所単位で厚生年金保険の適用事業所となり、当該事業所において臨時雇用員として勤務し、勤務日数等の条件を満たしていた場合には、厚生年金保険の被保険者となることができるようになったとしている。

しかし、A社の人事記録等を管理しているB事業所は、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除等については、資料が残っておらず不明としており、また、詳細は不明であるものの、臨時雇用員の場合は試用期間として一定期間、社会保険に加入していないことがあったとも陳述している。

さらに、当時の事情について照会を行った複数の同僚から、「厚生年金保険の加入日は入社日より後となっており、臨時雇用員であった期間のうち、厚生

年金保険に加入していなかった期間がある。」旨の上記と符合する回答が得られたことなどから、A社では、当時、臨時雇用員については、入社日から厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 1 日から 8 年 2 月 13 日まで
私は、申立期間においてA社に勤務し、B職としてC業務等に従事した。同社での給与の総支給額は 45 万円であったが、同社は標準報酬月額を不当に低く社会保険事務所に届け出ている。
申立期間の標準報酬月額を給与総額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給総額とは異なっていると申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人提出の平成 7 年分給与所得の源泉徴収票の支払額から判断すると、同年 1 月から同年 12 月までの期間について、申立人の給与総支給額は約 40 万円であることが推認できる一方、社会保険料等の金額は、給与総支給額に基づく厚生年金保険料ではなく、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、同僚であった事業主の親類は、「当時、会社は不当に低い額で社会保険事務所に届け出ていたと思う。」と陳述しているほか、ほかの複数の同僚の陳述からもA社では実際の報酬に比べて低く設定した報酬月額を社会保険事務所に届け出ていたことがうかがわれる。

さらに、申立期間のうち、上記源泉徴収票により給与の総支給額及び厚生年金保険の保険料控除額が確認できる期間以外についても、申立人主張の報酬月

額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 10 日から 8 年 2 月 10 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していた。同社での給与の総支給額は 27 万円であったが、同社は標準報酬月額を不当に低く社会保険事務所に届け出ている。

申立期間の標準報酬月額を給与総額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給総額とは異なっていると申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人提出の雇用保険受給資格者証から判断すると、離職前 6 か月間に係る申立人の賃金月額の平均額は 29 万円であることが確認できる。

しかしながら、同僚提出の従業員退職金一覧表及び同僚であった事業主の親類が、「当時、会社は不当に低い額で社会保険事務所に届け出ていたと思う。」と陳述していることなどから判断すると、当時、A社は、基本給のみを報酬月額として届け出ていたと考えられるところ、申立人は保険料控除について記憶しておらず、上記同僚から提出された源泉徴収票をみると、社会保険料等の金額は、給与総支給額に基づく厚生年金保険料ではなく、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても同様の取扱いが行われていたと考えるのが相当である。

また、申立期間のうち、上記同僚の源泉徴収票により厚生年金保険の保険料

控除額が確認できる期間以外についても、申立人主張の報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 1 日から 50 年 7 月 3 日まで

私は、昭和 48 年 2 月 1 日から 50 年 7 月 3 日まで、A 社に夫と一緒に勤務していたが、夫には厚生年金保険の記録が確認できるが、私の記録が無い。同社では、B 業務従事者として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは、事業所提出の昭和 47 年 3 月から 50 年 7 月までの間の賃金台帳に申立人の記録が確認できること、及び事業主から「申立人は、当時、事務所内で B 業務に従事していた。」との回答が得られたことから認められる。

しかしながら、当該賃金台帳によると、申立期間については、申立人の給与から社会保険料は源泉控除されておらず、当時の事業主からは「申立人の勤務時間は午前 9 時から午後 4 時までのパートタイムだったので社会保険には加入させていなかった。」との回答が得られた。

また、申立人は、当該賃金台帳は偽造されたものである旨申し立てしているところ、同賃金台帳において保険料控除が確認できる従業員全員(9人)について源泉控除額の検証を行った結果、計算ミスとみられる 1 人を除き、各人の保険料控除額に基づく標準報酬月額は、いずれも社会保険庁の記録上の標準報酬月額と一致しており、事業所は当時適用されていた保険料率で正確に計算し控除していることが確認できることなどから判断すると、当該賃金台帳は申立人主張のように偽造されたものとは考えられず、当時、当該事業所が作成したものとみられる。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間において申立人に該当する被保険者記録は見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月 22 日から同年 3 月 21 日まで
② 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 26 日まで
③ 昭和 55 年 8 月 20 日から 60 年 3 月 29 日まで
④ 昭和 60 年 3 月 29 日から平成元年 10 月 29 日まで
⑤ 平成 11 年 7 月 7 日から 12 年 1 月 21 日まで
⑥ 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 4 月 20 日まで

私は、申立期間①において、A社では 20 万円の給料を、申立期間②において、B社では 30 万円の給料を、申立期間③において、C社では 30 万円から 40 万円の給料を、申立期間④において、D社では 30 万円から 40 万円の給料を、申立期間⑤において、E社では 35 万円の給料を、申立期間⑥において、F社では 35 万円の給料をそれぞれもらっていた。

しかし、社会保険庁の記録では、実際にもらっていた給料支給額よりも低い額で届け出られているので、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、A社は、昭和 62 年 3 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっていることから、事業主に対して当時の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、申立人は給与明細書等の関連資料を所持していない上、抽出調査した同僚からも当時の事情について具体的な陳述が得られなかったため、申立期間に係る申立人の保険料控除額等を確認することはできなかった。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されていた事情等は確認できず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間①において、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社の当時の事業主は、「当時の新入社員については、すべて約20万円の報酬月額に基づく保険料を給与から控除しており、30万円の給与を支払っていたことは無く、申立人主張の30万円の報酬月額に見合う保険料を給与から控除していたとは考え難い。」旨陳述している。

また、申立人は給与明細書等の関連資料を所持していない上、抽出調査した同僚からも当時の事情について具体的な陳述が得られなかったため、申立期間に係る申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認することはできなかった。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されていた事情等は確認できず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、C社提出の厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人の標準報酬月額は、昭和56年8月以降の期間について社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

一方、申立期間のうち、上記の資料により確認できない昭和55年8月から56年7月までの期間については、C社は賃金台帳等を保管していないほか、申立人は給与明細書等の関連資料を所持しておらず、抽出調査した同僚からも当時の事情について具体的な陳述が得られなかったため、申立期間に係る申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認することはできなかった。

また、社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されていた事情等は確認できず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間③において、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、D社提出の厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、申立人が資格を取得した昭和60年3月29日における標準報酬月額は22万円となっており、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

一方、上記の資料により確認できない期間については、D社は賃金台帳等を保管していないほか、申立人は給与明細書等の関連資料を所持しておらず、抽出調査した同僚からも当時の事情について具体的な陳述が得られなかったため、申立期間に係る申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認することはできなかった。

また、社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されていた事情等は確認できず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間④において、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤について、E社は、平成20年10月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっていることから、事業主に当時の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、申立人は給与明細書等の関連資料を所持しておらず、さらに、抽出調査した同僚等からも当時の事情について具体的な陳述が得られなかったため、申立期間に係る申立人の保険料控除額等を確認することはできなかった。

加えて、社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されていた事情等は確認できず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間⑤において、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑥について、申立人提出の預金通帳によると、申立期間の一部については、F社から社会保険庁の記録を上回る報酬を受け取っていたことが確認できる。

しかしながら、G厚生年金基金提出の厚生年金基金加入員資格取得届によると、申立人の資格取得時における標準報酬月額は9万8,000円であることが確認でき、社会保険庁の記録と一致している。

一方、上記の資料により確認できない期間については、F社は平成17年7月12日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主から当時の保険料控除額を確認することができないほか、申立人は給与明細書等の関連資料を所持しておらず、抽出調査した同僚等からも当時の事情について具体的な陳述が得られなかったため、申立期間に係る申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認することができなかった。

また、社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されていた事情等は確認できず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間⑥において、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 39 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 1 月に A 社を退職して、B 職学校で半年間修学後、同年 7 月から 39 年 7 月まで C 社で B 職兼事務職として勤務した。同社に入社後は健康保険証を受領し、退職後は失業給付も受け取ったが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格取得日が同年 6 月 1 日とされているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社に昭和 39 年 4 月に入社したとする従業員が、「申立人は、私よりも先に同社に入社していた。」と陳述していることから、申立人が同年 3 月以前に同社に入社していたことは推定できる。

しかし、C 社に昭和 38 年 9 月に入社したとする従業員は、「私が C 社で厚生年金保険被保険者資格を取得したのは昭和 39 年 2 月 1 日であるが、当時、社長が厚生年金保険の加入日を恣意的に決めて、社会保険担当者に手続きの指示をしていた。」と陳述している。また、同社に 39 年春ごろに入社したとする別の従業員は、「私が C 社で厚生年金保険被保険者資格を取得したのは入社して 4 か月から 5 か月後であるが、当時、社長の意向で従業員が入社してもすぐに厚生年金保険の加入手続きを取らなかった。」と陳述していることから、同社が申立期間当時、必ずしもすべての従業員を、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、C 社の申立期間当時の事業主及び社会保険担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料

を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年8月29日から同年11月1日まで
② 昭和55年11月1日から56年1月1日まで

私は、昭和35年3月1日から55年12月末日までの期間、A社に勤務していた。

昭和55年12月29日に、当時のA社の専務（取締役）に、「今日で退職してほしい。」との申出を受けたことを記憶している。

申立期間①及び②について、勤務していたことに間違いはないので当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②のうちの一定期間、A社で勤務していたことは、雇用保険の加入記録から確認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、A社は、昭和55年11月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立期間①当時、同社に在籍していた従業員5名は、同年7月29日に1名、同年8月29日に申立人を含む3名、同年11月1日に1名が被保険者資格を喪失していることが確認できることから、一連の事務手続に不自然さはいかたがえない。また、申立人に退職を勧奨したとされる取締役は、申立人より1か月早い同年11月29日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立期間②は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではない期間である。

加えて、A社の当時の代表取締役及び申立人に退職を勧奨したとする取締役は既に死亡しており、当時の事務手続の詳細について、確認することができな

い。

このほか、申立人が、申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年から 32 年までの期間のうち、6 か月から 10 か月

私は、昭和 30 年から 32 年までの期間のうちの 6 か月から 10 か月の間、A 社で勤務していたが、当該期間について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。納得ができないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時 A 社において厚生年金保険被保険者であった従業員のうち一人の陳述から、申立人が申立期間のうちの一定期間同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、A 社の後継企業である B 社は、A 社に係る従業員名簿を保管しているが、同名簿に申立人の記録は見当たらないと回答している。

また、社会保険庁の記録において、申立期間に被保険者資格を取得している複数の者に照会を行ったものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての回答を得ることができなかった。

さらに、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、健康保険の整理番号に欠番は無く、一連の手續に不備があったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月ごろから 37 年 8 月ごろまで

私は、A社で昭和 36 年 4 月ごろから 37 年 8 月ごろまでの期間、従業員として勤務した。同社の事業主の名前及び一緒に勤務していた 2 名の上司と 1 名の先輩の名前も記憶している。

給与明細などは処分して残っていないが、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月ごろA社に入社し、37 年 8 月ごろまで継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が「一緒にB業務を手伝っていた。」とする上司 1 名は、「申立人のことは、全く記憶していない。私はいつも一人でB業務に従事していた。」と陳述している。

また、当該上司のA社における厚生年金保険加入記録をみると、昭和 26 年 8 月に資格を取得し、32 年 10 月に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社の当時の事業主は既に死亡し、申立人の記憶するほかの上司 1 名と先輩 1 名も死亡又は連絡先不明であることから、申立期間当時の申立人の勤務状況を確認することができない。

加えて、A社の現在の事業主は、申立人の同社における在籍に関して、関係帳票が既に破棄されていることから、従業員として雇用していたかどうかは不明と回答している。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、健康保険の整理番号に欠番は無く、一連の手續に不備があったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険

料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 12 月 24 日から 33 年 9 月 1 日まで
② 昭和 33 年 10 月 1 日から 40 年 5 月 16 日まで

厚生年金保険加入記録についてC社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社及びB社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

A社については、脱退手当金の請求手続をして 5,000 円ほど受け取った記憶はあるが、B社に勤務していた期間については請求した覚えも無く、受け取った記憶も無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を請求した記憶が無く、受給していないとしている。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間前に勤務していたA社における厚生年金保険被保険者期間（昭和 28 年 4 月 1 日から 32 年 7 月 30 日までの 51 か月。）と申立期間①（9 か月）及び②（79 か月）を合算した 139 か月が昭和 40 年 11 月 2 日に支給決定されていることが確認できるとともに、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無く、A社における被保険者期間に係る脱退手当金を同社退職直後に受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）をみると、昭和 40 年 10 月に脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ通知したことを示す「回答済」の表示が記されていることが確認できる。

さらに、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日が記載されているページを含む前後 15 ページに記載の受給資格のある資格喪失者 24 人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、21 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち 19 人について資格喪失後約 2 か月から 6 か月後に支給決定されていること、及び脱退手当金支給記録のあ

る同僚2名が「会社の担当者が口頭で脱退手当金について説明していた。」と陳述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで
② 昭和 34 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険加入期間について、C 社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A 社の昭和 33 年 11 月 1 日から 34 年 4 月 1 日までの期間及び B 社の同年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日までの期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

B 社に勤務していた時に体調不良により休職し、そのまま退職に至ったために脱退手当金のことは全く知らない。

私は、脱退手当金の請求もしていないし、受け取ってもいないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、D 社会保険事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書に記載された請求者の住所地は、申立期間当時の申立人の住所地と一致しており、脱退手当金計算書等の関係書類を見ると、脱退手当金の送金先として、住所地に近接した郵便局が指定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 6 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 38 年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。しかし、申立期間は同社でB業務に従事していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、A社の事業主の姓しか記憶しておらず、同僚の氏名も記憶していないため、これらの者から、同社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 平成元年 9 月 1 日から 3 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同事業所には昭和 62 年 6 月 1 日に正社員として入社し、申立期間も含め平成 7 年 4 月 1 日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社が保管していた「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」において、申立人の資格喪失日は社会保険庁の記録どおりの昭和 63 年 7 月 1 日であり、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」において、申立人の資格取得日も同庁の記録どおりの同年 12 月 1 日であることから、申立人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

また、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は、社会保険庁における厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、社会保険庁の記録により、申立期間①において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に照会したところ、申立人の在籍を記憶している同僚はいなかった。

加えて、当該事業所の現在の担当者は、「申立人に係る申立期間の厚生年金保険料控除については資料を保管しておらず不明であるが、厚生年金保険に加入していない者から保険料を控除することはしていない。」と陳述している。

申立期間②について、当該事業所が保管していた「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」において、申立人の資格喪失日は社会保険庁の記録どおりの平成元年 9 月 1 日であり、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取

得確認及び標準報酬決定通知書」において、申立人の資格取得日も同庁の記録どおりの3年3月1日であることから、申立人は、申立期間②において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は、社会保険庁における厚生年金保険の加入記録と一致しているほか、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間②のうち、平成2年2月1日から同年7月24日まで求職者給付金を受給していることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人は、申立期間②のうち、当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成元年9月1日から3年3月1日までの期間は、健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事業等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月1日から58年7月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたのは、間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司及び同僚の陳述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に適用事業所では無くなっており、申立期間当時の従業員に係る資料は保存されていない上、元事業主は申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について記憶していないことから、保険料控除等について確認することはできなかった。

また、申立人が記憶しているA社の上司及び複数の同僚に照会したところ、申立人が同社に勤務していたことは記憶していたものの、申立人の厚生年金保険の加入状況等は不明であるとしており、これらの者からも保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、申立期間において、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票の健康保険の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点もみられず、申立人に係る記録が失われたとは考え難い。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人及び同僚等が名前を挙げている従業員についてもA社において厚生年金保険の被保険者としての記録が無いことから、同社は申立期間当時においてすべての従業員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 52 年 12 月まで

私は、A社において、昭和 50 年 7 月から 52 年 12 月まで 1 日 6 時間の勤務時間でB業務に従事していた。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚に対する照会結果から、申立人が申立期間当時、A社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、「1 日 6 時間の勤務時間でB業務に従事していた。」としているところ、申立期間当時のA社の事務担当者は、「正社員以外のアルバイト及びパートの方は労災保険のみの加入で、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険には入っていなかった。」としているほか、申立期間当時の複数の同僚から、「同社では、当時正社員以外のパート及びアルバイトの従業員は厚生年金保険には加入させていなかった。」旨陳述があった。

また、A社は、「申立期間当時からC厚生年金基金に加入している。」としているところ、C基金は、「申立期間当時の届出書類はすべて残っており確認したが、申立人に係る加入記録は無い。」と陳述している。

さらに、A社の総務人事部は、「申立期間当時の資料が無いため、申立人が当社で勤務し、厚生年金保険に加入していた記録は確認できないものの、加入手続をせずに、保険料だけを控除することはない。」旨陳述している。

加えて、申立人が申立期間において一緒に仕事をしていたとする同僚及び社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立期間に年金加入記録がある同僚に照会を行ったが、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、社会保険事務所の保管するA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別

被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から30年12月まで

私は、叔母の夫が経営していたA社に申立期間勤務し、B業務に従事していた。しかし、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保有するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある複数の同僚の陳述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は既に適用事業所で無くなっており、申立期間当時の資料が無い上、事業主及びB業務等の責任者であった事業主の妻は共に亡くなっており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、当時の事業主の長男は、「当時私は、在職していなかったが、両親の性格からして従業員の厚生年金保険料を給与から控除していながら、加入手続をしないことは無いと思う。」旨陳述している。

さらに、上記被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 36 年まで

私は、昭和 33 年 4 月から 36 年まで、A 市 B 区の C 社に正社員として住み込みで勤務し、D 業務に従事していた。この期間が厚生年金保険の未加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年 4 月から 36 年まで C 社に正社員として勤務し、D 業務に従事していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録では、C 社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、公共職業安定所の記録において、労働保険の適用事業所とする記録も無い。

加えて、申立人は、C 社の複数の同僚の名前を記憶していたが、一人の連絡先は特定できたものの、陳述を得ることはできず、ほかの同僚の連絡先は不明であるため、これらの同僚から、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年ごろから34年ごろまでのうち、約2年から3年間

私は、昭和31年ごろから34年ごろまでのうち、約2年から3年間A社に勤務し、B業務に従事していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では厚生年金保険の加入記録が無い。同社には社会保険制度があり、私も加入していたはずなので同社に勤務していた期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和31年ごろから34年ごろまでのうち約2年から3年間A社に勤務した。」と申し立てているところ、複数の同僚の陳述から、申立人が同社に勤務していたことが推認できるものの、同社及び同僚に対する調査結果からは申立人の同社における在職期間を特定することはできなかった。

また、申立人は、「A社には少なくとも30人はいたはず。」と陳述しており、同僚の陳述からもこのことが裏付けられるところ、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立期間に係る被保険者数は、最も多い時でも20人しか確認できないことから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていた訳ではないことがうかがえる。

さらに、A社は、「申立期間当時の資料を保存していないが、厚生年金保険に加入していない者から厚生年金保険料を控除するようなことはしていないはず。」と陳述している。

加えて、複数の同僚に照会したものの、申立期間の厚生年金保険料控除をうかがわせる具体的な陳述は何も得られなかった。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 9 月 26 日から 28 年 5 月 2 日まで

私は、昭和 26 年 9 月 26 日に A 社に入社し、29 年 3 月 8 日まで同社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A 社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 28 年 5 月 2 日とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での申立期間当時の被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言から、申立人が申立期間に同社に在籍していたことは推定できる。

しかし、申立人が、自身とほぼ同時期に入社した同僚として名前を挙げた二人の A 社での被保険者資格の取得日は、申立人の資格取得日と同一日の昭和 28 年 5 月 2 日であることが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。また、申立人は、「上記の同僚二人は、私と一緒に同社の寮に住み込みで働いていた。」旨陳述しているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の在籍が確認できる同僚は、「会社の寮に住み込みの若年従業員については、出入りが激しかったため、雇用が安定するまで一定期間の試用期間を設けていた記憶がある。」旨陳述していることから、申立期間当時の同社では、会社の寮に住み込みの若年従業員について、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたものと考えられる。

さらに、A 社は、昭和 29 年 3 月 22 日に適用事業所では無くなっており、事業主等の陳述を得ることができない上、申立期間当時の経理事務担当者からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する陳述は得られなかつ

た。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4799

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 21 日から 38 年 2 月 5 日まで
私は、昭和 36 年 3 月 1 日から 38 年 7 月 11 日までA社B工場に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、36 年 12 月 21 日から 38 年 2 月 5 日までが厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 36 年 3 月 1 日から 38 年 7 月 11 日までA社B工場に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、管轄社会保険事務所が保管するA社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での申立期間当時の在籍が確認できた同僚のうち、連絡先が判明した複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における在籍に関する陳述は得られなかった。

また、A社B工場は、昭和 47 年 7 月 8 日に適用事業所では無くなっているが、申立期間当時の事業主は、「申立人は、仕事を頻繁に休んでいた記憶があり、いったん退職扱いにしたと思う。申立人は、別の事業所に転職したが、当社に戻ってきたので、再雇用したのだと思う。」旨陳述している。

さらに、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社での申立人の一回目の被保険者資格の取得時と二回目の資格取得時の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、別番号であることが確認できる上、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 12 日から 9 年 4 月 15 日まで

私は、A社に平成 8 年 3 月 12 日から 9 年 4 月 14 日まで勤務していたが、社会保険庁の記録では、同社で勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録から、申立人は、申立期間のうち、平成 8 年 4 月 2 日から 9 年 4 月 10 日までA社に在籍していたことが確認できるものの、同社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無い。

また、申立人が、A社での未払賃金について、「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づく賃金の立替払いの確認申請を行ったB労働基準監督署は、「上記申請の確認に使用した同社の資料には、申立人の社会保険料を控除した記載は無かった。」と回答している。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間と重複する申立人の平成 8 年 3 月の国民年金保険料が申請免除されていること及び同年 4 月から 9 年 3 月までの国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。加えて、C市は、「申立人は、申立期間に国民健康保険に加入しており、未納保険料も無い。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月から35年3月まで

私は、昭和32年11月から35年3月までA社でB職として勤務していたが、社会保険庁の記録では、当該期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

A社で申立期間当時と一緒に勤務していた同僚が、同社での私の在籍を証明してくれているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、「申立期間にA社でB職として勤務していた。」と申し立てていたが、事情聴取の段階では、「昭和32年10月末にC社を退職してから約2年間は、A社内に所在していた下請会社のD事業所に在籍し、同社の仕事をしていた。」旨陳述している。また、管轄社会保険事務所が保管するD事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚は、「私は、昭和32年8月ごろからD事業所に在籍しており、申立人は、私より少し遅れて同事業所に就職した。同事業所はA社の下請事業所であり、私と申立人は、日雇労働者として同社の業務に従事していた。」旨陳述している。

しかし、D事業所は、昭和34年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間のうち、同日以前の期間において、同事業所は適用事業所とはなっていない。

また、D事業所は、昭和35年11月2日に適用事業所では無くなっており、事業主は所在不明のため、申立人の厚生年金保険料の控除に関する陳述が得られない。

さらに、D事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険の整理番号の欠落は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

次に、申立人のA社での在籍状況についてみると、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での在籍が確認できる同僚二人は、「申立人は、A社のE職であった。申立人と出会った時期は、私が同社の養成所での養成期間修了後の昭和34年4月以降であるが、明確な時期は覚えていない。」旨陳述している上、申立人自身も、「私を採用した上司から、ほかの従業員の手前もあり、いきなりB職としては採用できないので、入社後数か月間はE職として採用すると言われた記憶が有る。」旨陳述していることから、申立人は、申立期間のうち、昭和34年4月以降の一部期間において、A社のE職として勤務していたことは推定できるものの、同社での在籍期間を特定することができない。

また、A社は、平成9年12月21日に適用事業所では無くなっており、同社の事業を継承したF社は、「A社に関する申立期間当時の資料等は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」旨回答している。

さらに、A社での申立人のE職としての在籍を陳述した上記同僚のうち一人は、「E職には、試用期間があった。」と陳述している上、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚は、「申立期間当時にE職として勤務していた。」と陳述しているところ、当該同僚の同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は、当該同僚が記憶する入社日から約18か月後となっていることから、申立期間当時の同社では、E職について、入社から一定期間経過後に厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていたものと考えられる。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の健康保険の整理番号の欠落は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 15 日から 46 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 4 月に A 社の先代社長から同社への入社を勧められ、当時の勤務先を退職した翌日の同年 6 月 15 日から同社に勤務した。

しかし、社会保険庁の記録では、A 社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は、私の紹介で同社に入社した同僚の被保険者資格の取得日より後の昭和 46 年 5 月 1 日とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での在籍が確認できる同僚の証言から、勤務形態等は確認できないものの、申立人が申立期間に同社の業務に従事していたことは推定できる。

しかし、A 社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を社会保険事務所の記録どおりの昭和 46 年 5 月 1 日とする旨の届出を行っていることが、同社保管の「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険被扶養者新規認定通知書」から確認できる上、同社は、「厚生年金保険被保険者資格の取得日以前の期間の厚生年金保険料は控除していない。」旨回答している。

また、A 社での申立期間当時の厚生年金保険料の個人別控除実績を調査したものの、申立人の厚生年金保険料の控除は確認できなかった。

さらに、A 社は、「申立期間当時の人事記録等は廃棄済みのため、申立人の勤務実態等は確認できないものの、当時、正規雇用の社員以外に臨時雇用の者及び B 職に従事していた者がいたため、申立人がそのような勤務形態で当社の業務に従事していた可能性がある。」旨回答している。

加えて、A社での申立人の雇用保険加入記録は、厚生年金保険被保険者記録とおおむね符合している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 21 日から 35 年 9 月 8 日まで

社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間及び同社の後に勤務したB社での厚生年金保険被保険者期間について、それぞれ脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、B社を退職したときに、同社での勤務期間に係る脱退手当金を受給した記憶はあるが、A社での勤務期間に係る脱退手当金の請求手続はしておらず、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和35年12月26日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計7ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した32人について、脱退手当金の支給確認をしたところ、その全員に脱退手当金の支給記録があり、うち30人が資格喪失後約4か月以内に支給決定されている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金支給額の計算のためと思われる被保険者期間及び標準報酬月額合計額の記

載が確認できるほか、脱退手当金が支給決定される直前の昭和 35 年 11 月 16 日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月2日から同年10月16日まで
② 昭和36年10月18日から39年4月8日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和36年7月2日から同年10月16日までの期間及びB事業所に勤務していた同年10月18日から39年4月8日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、A社及びB事業所での勤務期間に係る脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録では、申立期間の脱退手当金は、B事業所での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約8か月後の昭和39年12月21日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、管轄社会保険事務所が保管するB事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる。

また、A社及びB事業所における申立人の厚生年金保険被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、両事業所での被保険者期間を支給対象期間とした脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から7年4月まで

社会保険庁の記録では、代表取締役として勤務したA社における申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。事業主として、遡及して標準報酬月額そきゅうを変更する届けは出していないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A社は、平成7年4月29日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、また、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は同年5月11日に、元年4月から同年11月までは47万円から19万円に、同年12月から6年10月までは53万円から19万円に、同年11月から7年4月までは59万円から19万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、管轄社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険料の滞納が続いていたA社は、平成6年2月から「適用事業所全喪届」が提出された7年5月まで、15回にわたり申立人を含めた事業所関係者が社会保険事務所を訪問していることが確認できるところ、代表者である申立人が15回のうち13回、当該社会保険事務所を訪問し、厚生年金保険料の滞納について社会保険事務所の担当者と協議を続け、同年5月1日に代表者である申立人が自ら、「適用事業所全喪届」を提出していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該全喪届を提出した平成7年5月1日以降も、申立人が当該社会保険事務所を3回訪問し、滞納していた厚生

年金保険料の納付について、社会保険事務所の担当者と協議していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額の減額処理について、代表取締役であった申立人が知らなかったことは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該行為の結果である減額処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月10日から42年4月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社で間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、当時の資料を保管しておらず、申立人の同社における勤務の期間及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。また、申立期間当時、社会保険手を担当していた社員は、既に死亡しているため、この者から申立人の厚生年金保険料の控除を確認することもできない。

さらに、A社の複数の同僚が申立期間当時、同社に勤務していたと記憶している二人の同僚については、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前を確認することができず、昭和39年5月に入社したとする同僚は41年2月に同被保険者資格を取得しており、当該同僚の入社時に既に同社で勤務していたとする別の同僚の同被保険者資格は同年4月に取得していることが確認できることから、同社では、必ずしも、すべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間において健康保険の整理番号に欠落は無く、同名簿に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 10 月 21 日まで
② 昭和 44 年 1 月 17 日から 46 年 1 月 18 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A市B区のC事業所で勤務した期間及び同市D区のE事業所で勤務した期間の加入記録が無いとの回答をもらった。厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、C事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間①当時、勤務していたとするC事業所は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、C事業所の代表者の氏名を覚えていないため、申立人の同事業所における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、社会保険庁の記録によると、A市F区で「D社」という名称の適用事業所が確認できるところ、同社において加入記録が確認できる6名に照会を行ったが、6名すべてが「申立人を知らない。」と回答している。

申立期間②については、複数の同僚の証言により、申立人が申立期間当時、E事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、E事業所は、当時の資料を保管しておらず、現在の事業主は、「当時、厚生年金保険料の控除については、亡くなった父が事務を担当していたので分からない。」と回答しており、申立人の同事業所における厚生年金保険

料の控除について確認することができない。

また、申立人は、「当時、夫と同じ職場であった。私たちは、ずっと二人暮らしであり、ほかに扶養する家族もいなかった。」と陳述しているところ、当時の夫には、昭和44年1月17日から46年1月1日までE事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の当時の夫の記録欄には、「扶養1」と記載されていることが確認でき、申立人は、当時の夫の健康保険上の被扶養者であったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで

私は、A社に昭和 42 年 4 月にB職として就職し、同社がC社に社名変更された後も勤務し、50 年 2 月に退職した。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険に未加入とされており、納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社D支社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、「昭和 44 年 3 月に大学を卒業しており、A社に就職したのは同年 4 月で、学生時代はアルバイトであった。」と陳述している。

また、C社は、同社が保管する申立期間当時の健康保険、厚生年金保険及び失業保険台帳の記録から、「申立人は、昭和 47 年 3 月 1 日より正社員として入社、厚生年金保険の被保険者資格を取得し、社会保険事務所に届出を行った。申立期間は、D支社の臨時雇用社員として勤務したと思われる。」と回答しており、雇用保険の加入記録も社会保険庁の厚生年金保険の被保険者期間と一致していることが確認できる。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に文書照会を行ったものの、申立人のことを記憶している旨の回答は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月ごろから同年9月ごろまで
② 昭和21年10月ごろから23年4月ごろまで
③ 昭和30年ごろから60年ごろまで

私は、A社に勤務し、昭和21年4月ごろから同年9月ごろまでB市内の現場でC業務に従事し(申立期間①)、また、同年10月ごろから23年4月ごろまでD市内の現場においてC業務に従事し、同社E支店において厚生年金保険に加入していた(申立期間②)。さらに、30年ごろから60年ごろまでも同社に勤務し、B市及びF市の現場でC業務に従事していた(申立期間③)。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、A社及び同社E支店の現場で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年7月1日であり、また、同社E支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは33年9月1日であることが確認でき、申立期間①及び②は適用事業所となっていない。

さらに、A社は、「当時、K職には直接雇用される者、会社に入出入りするG職に雇われる者及びJ職がおり、雇用関係にあった者のうち、正社員及び基幹要員は社会保険に加入させたが、雇用保険関係の無いK職については

承知せず、申立人と雇用関係があったか分からない。」と回答している。

申立期間③については、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿で加入記録の確認できるC業務従事者の同僚2名が、「昭和32年ごろ、申立人がH市内のA社の現場で働いていたことを覚えている。」、「昭和40年ごろに、申立人は、A社の現場において親子で働いていた。」と陳述していること、及び同社において申立人の雇用保険の加入記録が昭和30年9月1日から45年7月1日まで確認できることから、申立人が同社の現場で勤務していたことが認められる。

しかし、上記の同僚1名は、「C業務従事者が厚生年金保険に加入できるのはG職の仕事を経てI職に昇格し、A社の正社員になってからである。」と陳述しており、ほかの同僚2名も「厚生年金保険に加入できるのはI職以上の者であった。」と陳述しているところ、申立人は、「私は数年間、G職をしたことがある。H職というのはG職である。」としているが、複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、C業務従事者のG職であった期間はあるものの、A社が厚生年金保険に加入させる要件としていた正社員の「I職」に就いていなかったものと推察される。

また、A社で、申立期間③当時から雇用保険の資格を取得している21名の者のうち15名は厚生年金保険に加入しておらず、6名は同保険資格の取得の3年から12年経過後に厚生年金保険の資格を取得していることから、同社は、正社員以外にも雇用保険に加入させていたものの、雇用保険の加入と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和36年3月25日に国民年金手帳記号番号の払い出しを受け、同年7月から63年6月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。